
令和5年 第3回(定例)桂川町議会会議録(第3日)

令和5年9月21日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和5年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
- 認定第1号 令和4年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 令和4年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 議案第31号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第4 議案第32号 財産の処分
- 日程第5 議案第33号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第34号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第35号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第36号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第37号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第38号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第39号 財産の処分

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
- 認定第1号 令和4年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

定

- 認定第3号 令和4年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
認定第4号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第5号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 議案第31号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
日程第4 議案第32号 財産の処分
日程第5 議案第33号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
日程第6 議案第34号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第35号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第36号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第37号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第38号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第39号 財産の処分

出席議員（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 林 英明君 | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |
| 9番 原中 政廣君 | 10番 青柳 久善君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	横山 龍一君	住民課長	山本 博君
会計管理者	北原 義識君	税務課長	古野 博文君
保険環境課長	永松 俊英君	健康福祉課長	川野 寛明君
産業振興課長	小金丸卓哉君	子育て支援課長	江藤 栄次君
水道課長	秦 俊一君	学校教育課長	平井登志子君
社会教育課長	原田 紀昭君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案が、お手元に配付していますように、議案第39号が提案されました。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、議案第39号は、日程第10の次に上程いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番、原中政廣君。

○議員（9番 原中 政廣君） 9番、原中です。通告書に従い、一般質問を行います。

まず、本日は、質問、4項目質問をいたします。

まず、質問1としまして、土師2集会所の解体についてということで、これは、山邊副町長のほうにお願いしたいと思います。

質問2としまして、町長の専決処分、委任指定による専決処分ですね。これにつきましては、各課に分かれておるとお思いますので、建設課、税務課、総務課、こうした中身で質問をしていきたいとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

質問3としまして、会計年度任用職員の年齢制限等についてということで、総務課のほうにもお願ひしたいとお思います。

質問4としまして、水道事業について、質問していきたいとお思います。よろしくお願ひをいたします。

まず、土師2集会所、この解体についてということで、早速、3項目、福岡県との協議内容、それから、解体の時期についてと、それと、今後の活用ということでお願ひします。これは、副町長、しっかりされてありますので、一括で答弁していただければ、ありがたいとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 英明君） 山邊副町長。

○副町長（山邊 久長君） ただいまの御質問にお答えしたいとお思います。

まず、1項目めでございます。福岡県との協議内容についてということでございますが、本集会所につきましては、昭和54年に、福岡県同和地区改善施設整備事業補助金の交付を受け、建設された施設でございます。そして、平成17年度には、大規模改修も行っておるところでございます。

御質問の、県との協議内容につきましては、先月、8月29日に、福岡県福祉労働部人権・同和対策局に、担当課長と出向きまして、本集会所の解体等について、要請をいたしたところでございます。

県の回答は、県の承認を得れば、解体は可能だということでございました。

また、解体費用に対する補助制度についても、お尋ねをいたしましたが、本件に対しては、現在、活用できる補助制度はないという回答でございました。

町としては、国への要望を含めまして、補助制度開設に向けた協議を、ぜひとも進めていただくよう、要請を行ったところでございます。

続きまして、2点目でございます。

解体の時期について、ということでございますが、現在、担当課のほうで、解体の承認を得るため、県との事務手続を進めているところでございます。

また、解体の時期につきましては、県より、解体の承認を得た後に、議会に、必要経費に関する

る予算をお諮りする必要等もありますので、現段階では、時期を特定することはできませんが、解体に向けて、迅速、かつ確実に事務を進めていくということで、御理解を賜ればというふうに思うところでございます。

最後の質問でございます。今後の活用についてということでございますが、現在は、具体的な計画はございませんが、当然、町にとって有効活用ができるように、今後、協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、回答でございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。

実は、この解体について、私のほうから、今回、ぜひ、検討の協議をしてくださいということをお願いしたのは、この建物は、雨漏りがしたり、非行の場所になるような形のものが出来たんですね。

そして、これは、先ほど山邊副町長が言われたとおり、同和対策事業でしました。しかしながら、全体の土師2地区のコミュニティーも変わってきたし、使うことがないからですね。危ない物件を、そのまま置くのはどうかなということで、私は、二、三年前からお願いしてきたと思います。

しかし、これが、なかなか進まなかったからですね、ぜひ、県との協議を進めていただいとということで、でき得るものならば、山邊副町長まで行かなくても、担当課で、しっかり、こうしたものを協議して、建設課、それから、社会教育の中で、処理していただければ、ありがたかったかなというような気持ちを持っております。

そして、この建物を解体した後の、今、活用方法ということで、まだ決まっていないということなんですけど、私としては、今回、同和対策事業でつくった事業ですね。今回、矢次衛生社さんに、財産の処分で売られた部分、それから、この建物、それから、ちょっと遡りましたが、ライセンスの問題、こうしたものは、同和対策事業でしました。ほとんど国・県の予算を使って、これ、しました。

そして、町の負担金はほとんどない状態です。しかしながら、この一つの事業法が終わりましたので、老朽化、いろんな問題があって処分しなければならないと。

そうしたものを、今度は逆に資産として、行政の資産として使っていただきたいということで、このまま放置すること自体が、あまりよくないというような気持ちで、急いでやってくださいと、火災でも起こったらどうするんですかとか、非行の場になったらどうするんですかというような形の中で、お願いしました。

しかしながら、こうした形で、処理できるということで、安心しました。

また、せっかくですから、この同和対策事業もですね、実は、岩見町長時代から、ずっとしていただいて、各町長、しっかり同和対策事業としてしていただきましたし、議会の中でも、いろんな議員の方たちが、この人権施策に対して協力していただきました。

しかしながら、一つの事業法が終わったということで、こうしたものは、きちんと片づけていかなければなりませんけれども、別に、人権教育・啓発推進法という法律もありますので、そうしたものを、行政でしっかり、住民の皆さん、議会の中にも発信していただければ、ありがたいと考えます。よろしく願いいたします。

続きまして……。

○議長（林 英明君） 原中議員、マイクを、もうちょっと上に向けてください。

○議員（9番 原中 政廣君） このくらいでいいですか。声が入らん。（「そこから真っすぐもうちょっと上へ向けて」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） もうちょっと上へ向けて。

○議員（9番 原中 政廣君） これでいいですか。

○議長（林 英明君） はい。（「すみません。ちょっと聞き取りにくいので、すみません」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 原中 政廣君） そうですか。そしたら、もう少し大きい声でいきましょうかね。（「すみません」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） どうぞ。

○議員（9番 原中 政廣君） すみません。ちょっと、喉があれしてしまして、申し訳ないです。

それでは、町長の専決処分の委任指定についてということで、質問をしていきたいと思います。

これは、権限的には議会にあるものだろうと思います。そうした中で、6項目ほど、町長に今まで、委任移行をしているんですね、議会が。これは、町長、信用していますから、先やってみてくださいというようなイメージでしょうね。

6項目あります。その中で、私が、これを振り分けてみますと、建設課、それから、税務課、総務課という形に分かれております。

こうした中で、今、文書を届けてありますんで、私が、これを読み上げてもいいんですけども、回答の中で、課長のほうから、この分に対しては、こうだという回答がある分だろうと思いますので、各課それぞれ、どういう方向を示されるのか、お聞きしていきたいと思います。

まず、建設課に、工事と、製造の請負契約とね。工事、または製造の請負契約における期間の問題、それから、町営住宅、管理上必要な訴えの問題、こうしたものを、担当課長のほうに、よろしく願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 建設事業課の、今、町長の専決処分の委任指定についての御質問でございます。

5,000万以上の契約工事を超える部分につきましては、議会承認を必要とするものでございますが、この議会承認を頂いた契約事項につきましては、契約変更を行う際には、現在の町長の委任指定におきましては、500万円を超える場合につきましては、議会の承認を必要とする。かつ、この工事金額の5%の増減以内であれば、町長の専決処分の委任指定が可能だという条例になっておるところでございます。

地方自治法第180条第1項では、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通公共団体の長において、これを専決処分できるとなっております。

町条例における町長の専決処分の委任指定は、先ほど申しました。契約金額の5%以内の増減、かつ500万以内の変更とされております。

地方自治法の趣旨としては、軽易な事項に限り指定されるものでございますので、議会の裁量範囲を逸脱しないように注意しなければならないと判断しておりますが、この、現在の委任指定が、完全という状態とは捉えておりません。今後、必要な改善内容について、検討させていただきたいと考えております。

続きまして、工事または製造の請負契約において定めた工期の納期を、30日以内において、延期、もしくは短縮することという御質問でございます。

工期についての30日以内であれば、専決処分の対象とさせていただくという内容でございます。こちらにつきましても、現状、必要な改善内容を検討していきたいというふうに考えております。

最後に、町営住宅の管理上、必要な訴えの提起、和解及び調停に関することについて、町長の専決処分の委任指定を受けておるところです。

こちらにつきましては、町営住宅の家賃、今、家賃を滞納されてある滞納者の方々に対して、督促を行い、また、その督促に対して、分納誓約書を書いていただくような手続をしております。

この分納の誓約を守っていただけない方につきましては、最終的には、住宅の明け渡し請求を行うと、こういった内容について、専決処分の委任指定を受けて、こういった手続をさせていただいております。

こちらについても、現在、そのような対応をしっかりと行っておりますけれども、必要な改善内容があれば、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 建設課の部分、分かりました。

ぜひ、検討する分、行政側が検討するより、実際は、これは、議会が検討しなければいけないんですね。私たちが委任指定をしたわけですから、私は、基本的に議会側が、これは、ここまで要るのではないかという形で、協議しながら、行政がしっかり回るような形のものを検討していく必要があるんだろうと思います。

それでは、次に、税務課をお願いします。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 町が貸付を行った資金の返還請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関することについての改善について、税務課内で、この件についても検討を行いました。現状では、必要性について、特にはございませんが、万全なものとは考えておりませんので、必要な改善等を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） そうですね、これ、住宅と貸付に関するものだろうと思いますけどもね、これも、今から先は、一つの事業として終わっていますので、ここに関しては、私は、これでいいんだろうというふうに考えていました。

今日、一番気になるのは、総務課としての改善の必要性についてということを出しております。

ここについては、3と6ということで、法律上の町の義務に属する1件50万円以下の損害賠償という文言があります。それと、訴訟物又は目的物の価格が1件100万円以下の訴えの提起、和解及び調停ということでもあります。これについて、総務課長のほうにお尋ねしたいと思います。

まず、そこをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 法律上の義務に属する1件50万円以下の損害賠償（見舞金を含む）の額を定めることと、及び、これに伴う和解に関する事、訴訟物又は目的物の価格が1件100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関する事、御質問を頂いております。

総務課といたしましては、主に、車両事故等による1件50万円以下の損害賠償（見舞金を含む）の額を定めること、及び、これに伴う和解に関する事、専決処分をし、議会に御報告をさせていただいております。

この件につきましては、先ほど、建設事業課長、税務課長が答弁したとおり、現状が完全のものとは考えておりません。今後の改善につきましては、検討していく必要があると考えております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 全部、検討ということで、非常に残念です。

私は、この点については、6月議会からしっかり意見を言わせていただきました。

この6項目、確かに、町長に対する委任指定あります。中身をよく分析したら、どういうふう
に分析されているか分かりませんが、例えば、権利が行政側にある、どういうことかと申
しますと、例えば、建物を建てましたと、そして、建築物ができましたと、その中で、いろん
な変更なんかが出てきたときの、そこら辺の部分は、行政側がしっかり持っているわけですね。

ところが、損害賠償、これで考えられるのは、今までの中身でいったら、交通事故が一番多い
と思うんですね。2番目に多いのは、各施設、例えば、これは、私、勘違いしたらいいか
ども、内山田で、あの堤で不幸な事故がありましたよね。桂川中学校でもありました。

そうしたときに、やはり、町の施設が、きちんと完全ではないと、例えば、きちんと、金網も
張っていなかったとか、全部張るわけにはいきませんので、そうした中で、損害賠償金が発生す
るわけですね。

そうしたときに、例えば、裁判上でいけば、これは、うち加害者なんですよ。相手は被害者、
加害者と被害者の立場です。普通の工事が遅れるとかなんとかいうのとは全然中身が違うと思う。

例えば、家族が事故に遭いました。そして、弁護士が入って示談をするにも、町の議決がない
とできないと。そうしたときに、例えば示談したときにどうなりますかって、いや、議会の議決
が要るんですと、こっちが被害者だったらいいですよ。加害者になっているのに、議会の承認が
ないとできません。それは、ちょっと厳しいんじゃないかなと。

法律のね、これは心ですよ、中身の、この条文の。そこら辺、きちっとする。私は、見るべき
と思いますよ。

例えば、ちょっと専門的になるんですけども、例えば、治療費とか慰謝料、休損、そんなも
のありますよ。でも、保険会社は、現実的に払っていますよ。そんなことができますか。例えば入
院しました。交通事故で入院しました。入院して、そうですね、10日間入院されたら、50万
は、はるかに飛びますよ。

だから、昔はうち、今はないと思うけど、昔はレシプトなんか上がってきて、病院に払わない
かん。それを払ってますって、実態は、そうしないとあり得ないですもん。

例えば、仮払金制度とか、いろんなもんあるんですよ。払っとるのに、わざわざこの文章、昔
作った文章をそのまま今も使うんじゃないかと、総務課長、いつつ、最後言われるやないで
すか。最後の文言。

今度の事故もそうですけれども、保険金で支払いを、何々保険で全額支払いをいたしましたと。
それであれば、その範疇を、例えば、町の持ち出しが出る部分、単費を使わないといけない部分
が出れば、例えば50万以上でもいいかも。

これはどういうことかといいましたら、例えを申し上げましたら、例えば、物損事故が起こって、相手がトラックだと。だから、トラック高いんですよ、建設現場の。ところが、時価額は50万しか出ないと。だから、どうしてもね、あと50万足りないよ。そのときに、保険会社も払えない金と払える金があります。弁護士が入れば特別ですけど。

そこで断れんじゃないですか、それも100ゼロとか、85対15とか、こっちがほとんど悪いような事故が起こっておる。

そういったときは、この議会の、そういったかける必要性があるかもしれませんが、例えば、ここの中に一文として、これは、いいかどうか分かりません。それが法的に通るか分かりません。私が勝手に話していますけれども。

保険の範囲内であれば、保険の範囲、例えば1,000万円かかろうと1億かかろうと、保険で示談ができるのであれば、速やかに被害者の方に補償していくと。これは人間としてのルールじゃないですか、行政だからとかいう形の中でね。だから、私、それをずっと言っているでしょ。ほかのこと言っていないよ、課長。前からそう言う。ここが大事なところと。

だから、町としてできるのであれば、それは、どうしても支払いできないというのであれば、これでこういうふうに、でも、これで、昔作った、どっかから持ってきていますよ。

例えば、飯塚市、嘉麻市とか、どっか、あるやつと同じものだったら、ただ、よそはですね、これ、変更しなければならぬと書いてあるんですよ、状況に応じて。それも議会がやらないかんですね。

でも、これはね、行政を叱るわけではないですけど、今のルールは、やっぱり、町長の立場とか、いろんな立場を考慮して、町長が議長に、ぜひ、この部分はこういう形に変えていただけませんか。そして、議会として受けましょうと。それが一つの信頼関係になると思いますし。

それで、逆に言えば、私的に言えばよ、これ要らんとやったら、全部、逆を言うたら、なくしましょうと、議会的に。そしたら、必ず、臨時議会、何でもして開いてあるんで、私、時間あるから、いつでも出てきて、いとまはたくさんありますんで、してもらっても結構なんです。そういう気持ちを込めて、あといろいろ書いてますけどね、どうかならないかと。

慌てるでしょう。前回の事故、どうなりましたか。慌て回って、凶面も何もかも違う。それで、総務委員会に持ってきました。総務委員会OK出ました。文教に持っていきました、前回の事故ですよ。

ただ、吉川議員から、相手、逆走しとるで何で85ですかちゅう言われ、そうだねと。大塚議員から、これ中央線書かなくていいんですかと、そうよね、中央線書いてないよねち。柴田議員から、一旦停止は、あっこなかったですかねち。それまで覚えてるでしょ。これ、総務委員会通ったんですかち、私、言ったじゃないですか。何も質問ありませんでしたと。

それはね、慌てたらいけないんです。やっぱり、きちっとやるべき、そういう慌てなくていい、いつでも処理できる体制は、私は、これ、つくっていったほうがいいと思いますよ。

総合的に、これ以上言っても、意見になりますので、町長の、最終的に、今の私の心ね、訴えの中で、どういうふうと考えてあるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員、るる御指摘のとおりだと思っております。いろんな形の中、制度上のことですから、いろんな欠陥もあるでしょうし、また、その改善にも努めていく必要があると思っております。

先ほどのお話の中で、これは、そもそも論ですけれども、本件については、いわゆる、その議会の権限を、この規定によって、専決処分を町長に認めるということですから、そういう意味におきましては、先ほどのお話でありました。議会と執行部と、当然、協議をする場が必要だと思います。

と同時に、いわゆる、要請の内容ですね。ここをこういうふうに改善してはと、あるいは、執行部のほうから、改善したいから、それを認めていただきたいというような、具体的な提案ですね。これをするにしても、少し時間を頂いて、そして、内容の整理をしながら、また改めて協議の場をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 町長の言われるとおりで、これは、逆に言えば、私も、議会の権限というのは分かって言っている。

町長の意見は別にありますので、でも、4項目あって、例えば、どうしても議会が開かれなるときとかね、それとも、これ絶対議会は通さないかん、例えば、どんなとあるでしょうかね、例えば、社会保険料とか、いろんな、職員の給与とか、それを議会が通してくれないとか、それとか、緊急の災害が起こったと、そうしたときに、どうしても、町長というと専決処分しなければならない。それは分かるんです。

基本的には、議会を開いてやるのがいい。この問題も、議会と、だから、私が言っているのは、我々だけであるというんじゃないで、これ、問題定義しなかつたら、前に進まないやないですか。だから問題提起して、私、議会で勝手に決めろとか、議長とか、何とかに相談したこともないですよ。

執行部としっかり話して、執行部から上げてきた、例えば研修会でもいいやないですか、もうちょっとここ欲しいと、総務課、ちょっとここ、今、私が言った案が正しいかどうか分かりませんが、こうしたらスムーズに払えますよと。

その代わり、一つだけ言えるのは、前回の6月議会でも出ましたように、きちっと報告をする

と。特に、総務委員会に関わる、総務委員会、できれば、議長団にはしっかり相談した中で、こういうことをお互いに協力関係をつくっていくというので、私もそれは大賛成ですし、当然やるべき問題だと考えております。そこは、町長と考え方は一緒で、議会が、逆に言ったら、リードを取ってやらないかん。

これは、あくまで議会の権限ですから。そういうところをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、会計年度職員の年齢制限等に、大体、話がそういう方向で理解できましたので、入っていきたいと思います。

会計年度職員、ア、イ、ウということで出しております。

会計年度任用職員の年齢の規定はありますか。特に、私、今回の交通事故でも、過去に何回もあったんですけど、そのときも年齢制限の問題が出たんですね。そのとき、いろんな形、変わってきました。でも、また、何となく分からなくなってきた。

それから、他の会計年度職員、臨時職員についてどうなっているんですかということです。

そして、そういう審議が、総務委員会の中でもですね、例えば年齢制限の問題、そういうものの審議が、行政側から、これをちょっと審議してくださいというような問題が起こったのかどうか。こうしたものを、3点を、ア、イ、ウという形で整理しておりますので、総務課長のほうにお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 会計年度任用職員の年齢制限について、まず、アのほうから御回答をさせていただきたいと思います。

先ほど御質問でありましたとおり、過去の福祉バスの事故から、車両運転手には、一時、募集の年齢制限を設けた時期がございます。現在、令和2年度から導入されました会計年度任用職員制度の中で、地方公務員法第13条を踏まえ、募集に当たり、年齢にとらわれない幅広い人材の募集を行っております。

ただし、採用に関しましては、本人の意欲や能力、健康状態、適性等を総合的に判断し、採用に至っております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 少しだけ、僕の会計年度職員の考え方と、少し、私のほうが間違うちょったら、指摘をしていただきたいと思います。

まず、会計年度職員、今言われたのは、年齢制限をかけて募集したら、できないというようなことを言われたんでしょう。違いますかね。どういうことかな。もう一度、すみません。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 募集の際には、年齢制限を設けないということでございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。そうだろうと思います。

募集のときは年齢制限を設けないと。しかし、例えば、言葉が正しいかどうか、退職、辞められるときとか、何年まで働いてもらえるというのは、それは設けることができるんでしょう、基本的には。

会計年度職員の中身を見ましたら、1会計、年度、令和5年なら令和5年の採用なんですね。それで、あとは、やはり執行部側にある程度権限があって、文章を読んでいったらですよ。例えば、このまま働いてくださいと、それとか、いや、ちょっとこの課の仕事はなくなりましたから、申し訳ないけど辞めてください、今度の水道課みたいな問題が起こってですね。

私は、確かに、公正採用、男性、女性、年齢、今、様々な分野に入ってきてますよ。最初頃で来たとは、ある程度あったけど、今は幅が広くて、広くてですね、そういう分野はあります。

だから、この中でですね、年齢制限を設けてはならないという形を書いてありますけども、退職をしていただくとか、そういう、事業が終わったときの制限は1年。あくまでも1年、1年のですね、契約になっているんですね。だから、例えば、私は何も車両をいじめているわけでも何でもないです。どこにしても、そういうところをね、しっかり見ていないと、確かにそうなんです。したらいけないんです。

逆に言うたらですよ、職員採用、会計年度職員じゃないで、前、私、1回質問したことあるんですよ、委員会の中。誰やったかな、したときに、こういうことだった、職員は、職員採用ね、今やっていると思う。こうしたものは年齢制限を設けることができるということだね。そういうことでいいよね。間違いないでしょう。年齢制限、私、これ、年齢制限するのおかしいんじゃないかと言ったことあるんですよ。

そのときの回答が、年齢制限は、地方公務員法か何かで制限かけてもいいと。私、そのとき、いつも言っているのは、いや、今、よそでも、新人枠と社会人枠と取って、よそでしっかり働いてきた、うちでいうたら保健師さんたち、そうですよ。そういう人たちが、よそで、例えば、福岡市で働いて、こちらにお見えになって、その制限枠がなければ、こちらのほうで受けたいとかいうような問題もある。

ところが、よそは採っているんですよ、どんどん、社会人枠をつくるから。うちは、逆にいったら、わっばかけとる、年齢の枠をかける。例えば一般職33、26歳まで、時々変わりよりますけどね。保健師、何歳、だから、社会人枠の中。

そして、よそんとを採ればいい、言われませんが、よその町村に行ったら、できるだけ近隣市町村のそういう有資格者は、やっぱりそれなりに配慮せないかんと。桂川町の保健師さんを飯塚市が採ったらいかんとか、嘉麻市が、そういう行政ルールもあるでしょうというような話

もされてきました。

ですから、この年齢制限については、これも、何歳にしろとは言いませんけれども、きちっと議会と話し合っ、そういう問題を提起してですね。例えば、民間も大体、一定の年齢になったら車から降りていただくんですよ。そして、会社のほかの分野で働いていただいたりとかですね、実際そうですよ。

健康で、本当にこの人、しっかりしてあるなという人が、うちの村にもおられます。そういう人とお会いしたら、どうしましたっち聞いたら、いや75歳だから、どうしてもね、会社としては使いたいけど、やはり、今の御時世の中でちょっと難しいということで、私もそれは入るときから了解していましたので、ほかの分野でも頑張っていきたいというようなことも言われていました。

そういう問題が、私、会計年度職員、あると思うんですよ。だから、そこら辺ところを、しっかりしていただきたいと思います。

ですから、今、年齢制限は入れるべきでないと言いましたけども、辞めていただくとかいうたらおかしいんですけど、退職されるときは、そういう1年、1年の契約で、行政側と、雇われた方、臨時職員で話し合いながら調整していくということでもいいんでしょう。——じゃあ、ちょっと待ってくださいね。

それで、特にそういう、結局、人を乗せて運ぶじゃないですか。そこに対しては、ある程度きちっと行政のほうで、例えば何歳でお願いしますよというような形を、僕、出すべきじゃないか。ずっと分からないままいつ事故が起こったと、間違いでしたとかいうね、うろちょろうろちょろするような形では、僕は、行政としてはいけないんじゃないかなと思うんです。

この点は、総務課長じゃないで、町長、お願いします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員、御指摘のように、今、会計年度任用職員の採用につきましては、先ほど、総務課長が申しましたように、年齢制限がなくて、いわゆる、希望があれば、それを申し込んでいただくと。その申し込んでいただいた中からですね、職種等も関係ありますけども、条件によって採用すると。

ただし、その採用の年限については、各年度ごとということになります。年度ごとになります。が、部署によっては継続するということもありますので、外から見た目では、何年間か、複数年、勤務されている方も多くおられます。

そういう中で、特に運転手の年齢制限については、議員も、それこそ御承知のとおり、大きな事故が起こって、しばらく、68歳という年齢制限をしていた時期がありました。

その後、特別な理由というのはいないんですけども、先ほど、これも総務課長が言いますように、会計年度任用職員についての年齢制限については、結局、高齢者の雇用を広げようというような考え方の中で、そういう年齢を外したということがあります。

ただし、やっぱり人を乗せて車を運転するわけですから、健康管理、それから、安全運転の管理者としての講習会、そういったものを義務づけながら今やっております。

ただし、長い目で見たときに、そういった事故の可能性とか、そういったことも、これはまた十分考えられることですから、そういう点については、今後、しっかり検討していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 町長の言われる部分もよく分かります。ただ、事故が起こってから、何もしてなかったという話にはならないと思います。

それと、時代の流れで、例えば、そういう方が、例えば、ほかのところで働ければ、それまで、辞めさせるというんじゃないで、どっか使っていただける場所があれば、そこをお願いしたいと思います。

でもね、間違いなく、今から議会のほうからも、いろんなですね、高齢者に対する交通費の補助とか、いろんな形で今、各議員から出ていますけれども、そうした中で、やっぱり、民間ベースがそこ行ってるわけですから、行政がやはり遅れてという話にはならないと思うんですよ。

ただ、一番大事なことは、それをきちっと協議して、うちは年齢制限外しますと、これこれ自由になればいいですよということがはっきり分かればですね、別にそれに対して、私たち議会側もきちっとそういう問題を提起したわけですから、構いませんけれども。

そこら辺とこ、例えば僕、75とか、形でも、それはきちっと決めていただければ、いつの間にか年齢制限なくなった、いつの間にか、今度は募集人員が多くなってきたら、70歳に限定したとかいう話にはならないと思いますのでね、しつこく言っても一緒ですけども。

そして、こうした協議も、先ほど申しましたけど、過去、委員会のほうに振って、きちっと議会を入れた中で、いろんな話もですね、総務課長、やっていただきたいと思っておりますけれども、全く、またこのまま、今、町長の答弁のとおりで置いておくのか、それとも、ある程度きっちり、しっかり煮詰めていくのか、私は、年齢というのを、ある程度、線は、行政がしっかりこの線を出していただければ、それでいいです。

ただ、何となく分からない。これ、困りますよ、何となく分からない。恐らく、ここ、議員おられるけど、ほとんど知らないんじゃないですか。僕、知っていないと思っておりますよ。職員も恐らく知っていないと思っておりますよ。自分のところの課だけの話。

だから、そこは明確に、廃止する理由とか、そうした中で、しっかり調整をしていただくこと

を、まずお願いしておきます。

続いて水道事業についてということで入っていきたいと思います。

これについては、まず、水道施設の改善等についてということで、僕、大塚議員と、それから下川議員、それから柴田議員等々で、この水道事業に今まで質問がありました。

私、よく分からないのは、今からどうするんということになったとき、例えば、私は改修、長寿命計画でも、新設でも、それは、それなりにきちっと、町長のほうは、これでいくということで、予算関係をきちっと決められれば、私は、それはそれでいいと思うんです。ただ、どっかが分からないですね。

昔、こういうことがあったんです。岩見町長のときに、町営住宅ストック計画をつくった。それがだんだん厳しくなってきた、今度は、長寿命計画をつくったら、どんどん駄目に、最後今度できたんですね。これは、それはそれでしょうがないです。土地を買うために、ストック計画。

でも、これが、どうも水道が、そういう方向に、どっかで決断しなければならぬかなというんですよ。

ここで、方針としてはちょっと、新設でいくのか、長寿命化計画でいくのかということなんですけども、町長、基本的には、どちらでいきたいですか。この前のときは、真ん中のような感じだったが、真ん中じゃあ、ちょっと納得できないなど、お願いします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、申されますように、現在の状況においては、本当に、方向性、それを出し切れない状況です。

一番大きいのは、方式なんですね。いわゆる自然流化方式か、過圧ポンプ方式、このいずれかということになるわけなんですけども、どちらとも大きな問題があって、いわゆるメリット・デメリットでいったときに、その大きさの部分を比較すること自体がなかなか難しいというのがあります。

ただ、個人的には、私は、やっぱり自然流化方式がいいと。それは、耐用年数とか、いろんな面から考えて、そちらのほうがいいと思っておりますが、これについては、取水口が決まっています。そしてまた、今の配水地の位置の関係、新しい配水地を造るとしたときの場所と高さの問題、いろんなものがありますので、そういったところの課題を解決する必要があると思っております。

それと、もう一つは、一方で、広域化の話もあるんですね。ただ、これが話はあるんですけども、より具体的なものというのは見えてこない部分があります。

広域化という言葉、それは分かるんですけども、じゃあ、何を広域化するのかというところも、よく分からない部分があります。そういったところからしまして、申し訳ないですけども、

現在の状況では、この方式でという、固まった方向性は出し切れておりません。

ただし、いつまでもというわけにはいかないと思っています。そういう意味では、さらに、正直言って、専門家の意見も聞きながら進めていく必要があると思っていますところでは。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） よく分かりました。

私、ちょっと恥ずかしいんですけど、今、町長から説明があった、自然流加方式、加圧方式、あんまりよく分からないです。（発言する者あり）いやいや、大丈夫です。後でまた聞きます。具体的には分からないんですけどね。町長の説明はよく分かったんですよ。ただ中身がね。

ただ、私としては、これ両方ともあれでしょう、結局、修理しながら、今の現状じゃない、新しく造るということでしょう。金額は、例えば20億とか、前、シミュレーション出てましたけど、それには書いていて、20億とか30とか、今やったら30億、40億かかりますよとかいうような、そういうことでいいんでしょう。（発言する者あり）

その中で、これを新設するという形になるんでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）私たちが、議会当たりもきちっとする。そのときに20億、30億かかるという形のほうが言われよるわけでしょう。

広域の問題も、確かに町長は言われているんですね。今、林議長が、一時期、飯塚市と話し合いながら、一緒に事業をやろうやというような形で進んでいったと、私も横においてよく分かっているんですね。しかしながら、これ、できなかつたんですね、いろんな事情の中で。

ただ、私、一番気になりますのは、私、実は72になるんですね。あと、次の改選のとき75になる。ここを、議会を見たらね、どうなるかな。75歳が相当増える。それで、70歳以上が80%、超高齢化議会になる。本当になるんです。

そのときに、若い世代に議会も、執行部もそうなると思うんですけど、何だか学校の問題とか、こういう問題、きちっと固めて次の世代に送ってやるのが、我々の仕事になると思うんですね。

今、細かいことをごちゃごちゃするよりか、大きいものを、桂川町はこういうことをやる、合併しないのであればですよ。私は、合併賛成派なんですけども。

合併しないのであれば、それって、きちっと、次の世代がしっかり跡を継いでいけるような形のをですね、私は、大事と思うんですよ。これ1本でいいと思う。学校と。一般質問の中にありませんでしたけども、大事だと思います。

だから、こういうものを残したままバトンタッチするというのは、これはよろしくないですよ。人間としてもよろしくないからですね、私は、いい悪いは別にして、しっかり、それを出して、次の世代にバトンタッチしていくようなこと、本当、そういう時代なの。そういう年齢です。

100歳まで頑張ることになれば、まだ27年ぐらいあるから頑張れると思いますそういうわ

けにはいかないと思います。

それでは、その中で、基金について、担当課長にお聞きしたいと思います。どうぞ、お願いします。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 基金は幾らあるのかという御質問に対して、現在、工事など、使える基金として、建設改良費積立金というのがございます。こちらが、約3億円ほどございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） これ、私も、実際は、いろんところで、情報を見ている、分かっているの。

何でこういうことをお聞きするかといいましたら、そっちの方向に行くけども、お金がない。

3億どうしようもないね。片一方は30億、40億いっているわけでしょ。

だから、方針が出れば、そこに積立をやったりとか、いろんね、町民の皆さんに御負担を頂きながら、そうしたものを積み立てていくようなことも考えられると思う。

ただ、方向が決まらないのに、水道料金を上げました、とてもじゃないけど、今、皆さんきついで、できないと思います。

だから、私は、水道料金、例えば、これをずっと修理でいくということであれば、このままの状態でもいいと思います。そこら辺のところを、しっかり出すべきじゃないかなということと言いました。

それとか、再度聞きますけど、今の時点でこれを新築、予算するとしたらどのくらい、先ほど言った、私の申しあげました20億、30億というところ、これは分からんと思いますけど、大体、課長、どのくらい想定してあります。ざっとして。これは、あくまでも想定だからですね。いいですよ、少々違って。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 今から申しあげる金額につきましては、以前、委員会のほうでも御報告させていただきましたが……。

平成27年度桂川町浄水施設基本計画より抜粋したものを出示してみたいと思います。

ただし、平成27年度当時の試算、計画のため、現在の金額とは相違があるということ、御了承いただきたいと思ひます。

このときに、先ほど町長が申しあげました自然流化方式、こちらは、水を浄水場から高台、山とか、そういう高台に配水地を設けて、その高低差を利用して水を流化させる方式でございます。こちらで拡張した場合、拡張ちゅうのが、既存の浄水場を、土地をちょっと広げて、その中

で改修していくと、そういった場合、当時の金額で23億3,400万。

新設、新たに場所を、用地を購入してした場合が23億2,000万でございます。

次に、加圧方式、加圧方式というのは、高台に上げなくて、浄水場から直接、ポンプで各家庭に送るという方式でございます。こちらの拡張に関しましては、22億2,600万。新設に関しましては、21億1,600万になっております。

これから8年ほど経過しておりますので、今、物価上昇とか、そういうのがありますので、一概にこの金額とは、今、言えないと。1.何倍か分かりませんが、それぐらいの費用はかかるというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） それで分かりました。

私が、こういうことを何で聞くかといったら、そういう大きな、基本的な予算の関係、分からないと、方向性も出ないと思うんですね。住民の方にも、それを知っていただきたいんですよ、これだけかかるよと。そういう意味で、あえて課長のほうには質問をいたしました。

それでは、最後に、水源地の有効利用ということで、ア、イ、水源地の数と、それから、その中で鳥平水源、私たち行ってまいりました。ここは、立派な水が出て、おいしい水だと、これが、今、現時点で、使われないということで、何でだろうということでありました。もったいないですね。

その中で、特に聞きたいのは、イの、なぜ閉鎖したのと。ここを活用できないかなと思って、このア、イの質問をしております。

課長のほうから、ア、イ、それから、イの中の一つずつ回答を頂けたら助かります。よろしくお願いたします。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） まず、(2)の水源地の有効活用について、その中のア、水源地は何か所あるのかという御質問ですけども、現在稼働している水源地、地下水は5か所ございます。

次の、イの鳥平水源についてでございます。その中の①、鳥平水源はなぜ閉鎖されたのかという御質問に関しましてですけども、こちらは、当時、井戸の掘削を開始いたしました。その後、湧水、自然噴水していますので、その水を、住民の方に無償で提供していた時期がありました。

そうしたところ、地元住民の方とトラブル等になり、湧水の提供を取りやめ、立入禁止といたしました。

また、地元住民の方との協議において、活用する場合に、補償問題だとか、今、直ちに、そのときの状況を鑑みて、すぐの開発には至らないと等の理由で、水道水としての活用はしていない

という状況であります。

次の、②の開設年度・目的・面積・費用総額についてでございます。

開設年度は、平成10年度に湧水調査を開始しております。平成10年度から平成12年度にかけて、農地を買収しております。平成15年度に、本格的に井戸の用水試験調査を実施しておりますところでございます。

目的といたしましては、平成10年、当時ですけれども、生活様式の多様化に伴う水需要の増加、また、篠栗線の電化に伴う、交通の利便性による住宅開発の急増等を予想し、将来的な水不足に備えるためと、また、一つは、浄水場の主な原水が、河川からの取水を行っているという状況です。

河川からとなれば、気象状況に左右されやすく、活水とか、大雨による河川の汚濁の発生により、水が取れないとか、そういう事態にもなりかねませんので、そういったことを全て考慮して、安定供給につなげるため、水源の確保が必要と、その当時は考えていたということでございます。

面積ですけれども、面積が2,949m²でございます。

その費用です。掘削費用とか、土地購入とか、そういった費用を、もろもろ含めまして、工事費が2,699万194円となっております。

③の年間の維持管理費はということでございますけれども、こちら、農地を買収しまして、その後、今のところ、草刈りということで、年間21万円ほど費用がかかっております。

最後に、現在までの農地の利用状況はということですが、地目は田ではございますが、農地としての利用は、今のところございません。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） これは、農地の所有権は、当然、桂川町ですよ。そうですね。それは大丈夫。——分かりました。

この中で、私、いつも聞いているのは、きれいな水だと、ただ、人口の増加を見込んで、その頃から人口の増加は見込めない時代じゃないかなと思うんですけど、買うときの要素とか、有効活用、ぜひ、有効活用していただきたいんですが。

今、ちょっと、話の中で気になった部分があるんですけど、地元の補償という言葉がちょっと出てきましたね。

例えば、地元の補償ちゅうことになってきたら、損害賠償か何かの感じを、僕は受けるんですけども。どうことですか、補償。

例えば、買ったとき、お金出して買いました。こうして、うちのを取りますと。その中で、そこから水をくみ上げることによって、ほかの場所でも一回こういう問題が起こっておるところがあ

るんですね。こういうときに、補償金を払うような協議をしなければならないんですか。

その水源自体の買うことと、使うこと自体は、地元の承諾を得て買っておるんですか。そこら辺、非常に、今、課長の話では、僕の聞き間違いか分かりませんが、補償という言葉が使われたんですね。それはどういうことですかね。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 補償というのは、地下水をくみ上げるわけですから、近隣で、井戸水を利用されている方、そういうのに影響がないかと、そういうことも、地元の中で話し合いました。

掘削も、地元のほうに、よく伝わっていなかったと、先に先行して、先に井戸を掘削して、その辺が前後したというのが、当時のいうことで、その後は、きちっと協議はしているんですけども、ちょっと地元の協議が得られていないということでございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 分からなくなりました。

これは、鳥平の話ですよね。ということは、鳥平水源も、地元との関係で、普通は、買うときあるやないですか。その前に、例えば、買うときに、買って、いろんな形の中でこうしましょうと。

最初から、例えば補償しますというものがあれば、最初から、契約書の中に、いや、これについては補償しますというような形で、その土地の売買とか、そこで結局、承諾を頂くと思うんですね。

今になって、どういうことかな、補償関係を協議しなければならないというのは、買うときとか、そういう、掘削というんですか、そうするときには、そういう話しせんで、勝手に役場がそういう施設を造ったということですか。今の話、そういうことでしょうか、言われておるのは、そういうふうに分かれませんでしたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません、途中で割り込みまして。

多分、鳥平水源と、川を挟んでになりますけれど、もう一つ山入水源というんがあるんですね。今の、いわゆる補償の問題は山入のほうですね。

山入から、今でも水を上げています。水を上げることによって、近隣の家いわゆる井戸水が引き落とされると、低下すると。ですから、その分の補償ということを出すよりも、水道料金の中で、それを補填していくという形で、今、処理をやっています。そのことについて、担当課長も、状況としては、いわゆる鳥平と山入とが一緒になっているような状況がありましたので。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） よく理解できました。間違ったらいかんね、これね。非常にね。

いや、山入でこういう問題が起こって、山入の案件も、やはり、期間がたっておるから、きちっと地元の調査、賠償するからには、きちっと、やっぱり、どこでもそうなんですけども、調査するとか、結局、そこを、当初の契約に入れるんですね、どうしましょうと。

でも、これは使わない、僕は、車の利用が多いだけで、でも、それだけやったら、どこかいい水、桂川の町民の皆さんに、ただで飲めるような状態でもつくっていただけんかなと。

その協議を、地元としても、せっかくあるんですから、昔、交通事故が起きましたけれども、恐らく、世代が変わっていつてあるので、どうか協力してくださいと。いい水を飲みましようよとか、ここ使うまではとかね。そういうふうに進んでいってもいいと思うんですね。

ただ、山入もちょっと気になっていたんですけども、山入と間違っただということですね。それは、ちょっとびっくりしました。私も、こんな問題が起こるのかなと思って。分かりました。いろいろ質問しました。ありがとうございました。私の質問を終わります。

○議長（林 英明君） これで暫時休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時14分再開

○議長（林 英明君） それでは、会議を開きます。

3番、柴田正彦君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 柴田正彦です。もうすぐ5年目の議員生活が終わろうとしています。とはいえ、私が経験年数の少ない議員になります。毎回、一般質問してきましたので、今回が20回目になります。

さて今回は、1、これまで検討するなどと言われたことが、その後どうなったか。

2、大将陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設について。

3、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設の建設について。

4、子どもファースト宣言について。

5、土師保育所の今後について。

6、町誌について。

7、町政報告について。

以上、7点を質問いたします。

最初に、6月議会で検討中、準備中などと言われたことについて、お尋ねしていきます。

まず、移住定住施策。私はこれまで移住定住施策の必要性について述べてきました。人口が減

ると、国からの交付金が減ります。今まで町が行ってきたこと、行政が行ってきたことができにくくなります。町の皆さんが困ります。また、町の職員数も減らさなければなりません。人口減を食い止めることが必要だということを議員になって気づきました。

そこで、他の市町村の施策を調べ、それに比べ桂川町の施策があまりにも弱過ぎると指摘してきました。飯塚市や嘉麻市は移住定住施策を行い、実際に移住定住者が増えました。思った以上に増え、年度途中で新たな予算をつぎ込んだことも町長にお伝えしました。

井上町長は、人口減はやむを得ない。桂川町はむしろ人口減少が想定よりも進んでいないんだと述べられました。ですから、私は、前の6月議会で、人口の社会減少について質問しました。人口減少には、自然減少と社会減少があります。自然減少は、生まれた人の数、亡くなった人の数の差です。桂川町も多くのところと同じように、自然減になっています。一方、社会減は、転入してきた人の数と転出してきた人の差、つまり、入りと出がどうなっているかを見ていきます。桂川町、実際はどうなっているかと質問しました。この5年間、2018年度、118人減、2019年度、34人減、2020年度、25人減、2021年度、13人減、2022年度、昨年76人減となっているということでした。平均すると、1年に53.2人の社会減少です。

人口の自然減少は、ある意味やむを得ないとしても、施策によって社会減少は止めることができます。施策が必要なのです。そんな観点でいろいろ質問してきたところなのです。

では、1の質問に入ります。3月議会で町執行部は、幅広くアイデアを募り、多角的に検討するべく、新年度に町内横断的なワーキンググループを設立したいと考えております。その中で、効果的かつ現実的な移住定住施策の形成を図ってまいりたいと考えておりますと述べられました。桂川町も具体的に進んでいく。非常に期待しました。さて6月議会、この町内横断的なワーキンググループの設立がどうなっているか尋ねました。立案段階を終え、個々での議論に資する材料とするべく、昨年度、桂川町移住定住奨励金等交付事業で交付を受けられた方を対象に、現在、アンケート調査を実施している状況でございますと答えられました。

では、質問です。そのアンケートの調査、集約、分析はできましたか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） アンケート調査につきましては、38世帯を対象に実施いたしまして、このうち御回答をいただいたのが15世帯、回収率39.5%となっております。アンケート結果につきましては、集計済みで、御指摘のワーキンググループでの議論の資料とし、分析を加えることとしております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 準備はできていると。では、町内横断的なワーキンググループを設立できましたか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 大変恐縮でございますが、現在設置には至っておりません。構成メンバーや会議の進め方、議論する事項など、内容をより具体的に詰めるべく、協議を重ねているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう桂川町、他のところよりも10周、20周遅れていますので、早急に取り組んでいただきたいと思っています。

では、構成メンバーも質問をしても意味がないということですね。これには、僕、前回言っているように、できるだけ若い人を入れてほしいのです。桂川町の10年後、20年後、30年後を考えられる若い人。先ほど、原中さんも言われましたように、年配の者が集まったって、10年、20年の考えが出るのだろうか。いや、出る人もおるでしょうが、出らんかったから、今の桂川の実態があるのかもしれない。ですから、ぜひとも若い層を入れてください。役場だけでなく、町の若い人もそこに入れて、その中でいろんな課題を検討していただきたい。明日の、いえ、20年後、30年後の桂川の在り方を考えていく。そういうグループをつくっていただきたいと思います。

では、今後どのように取り組まれるのか、教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 早期にワーキンググループを立ち上げ、桂川町の明日につながる施策などを提案できるよう、取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしくお願ひします。井上町長、どのようにお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） このワーキンググループの創設につきましては、私も非常に関心を持っております。御指摘のように、若い人たちの意見、それを聞く機会、こういったものをつくっていく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしくお願ひします。あと、抜けているのが、入ってきた人の意見を聞くのも大事なのですが、出ていった人の意見も必要だろうと思っております。これも以前、僕は提起したことがあります。どのような形でそれをしていくのか。ここが僕はポイントになるような気はしております。

では次、総合高校との連携に入ります。桂川町には、県立嘉穂総合高校があります。桂川町の小学生は、その高校に行って、動物見学、プログラミング学習、野菜の栽培活動、そのような多

様なことをさせていただいています。また、ふるさと応援寄附金、いいバイ桂川における出張青空市など、県立嘉穂総合高校から多くの恩恵を受けてきています。それに対して、桂川町は、総合高校に対して、これまでほとんど支援ができていません。私は、県立嘉穂総合高校との連携を行うことを、これまで提起してきました。総合高校は、多様な学科があり、それを組み合わせれば、新たなことができるのでは、新たな企業もできるのではと考えられます。

福岡県の県の教育長は、次のように言われています。社会に開かれた教育課程を理念とする新学習指導要領に基づき、これは高校のことで、地域の産業文化や地域課題の解決を題材とした探求活動、地元企業と連携したオリジナル商品の開発など、地域資源を生かした教育活動を展開していく。ぴったりだと思っているんです。

県立嘉穂総合高校との連携は、桂川町にとっていいことですが、取り組む高校生にとっても励みとなり、展望となる。この高校に来てよかったという思いにもなるでしょう。そして、シビックプライドの醸成につながる。

先日、テレビで株式会社をつくっている商業高校が紹介されていました。生徒たちが株主となり、積極的に授業を行っていました。生徒の表情が何よりよかった。

さて、6月議会で県立嘉穂総合高校との連携について、産業振興課長は、横断的なワーキンググループ、これができるので、先ほどのグループと思いますが、まちづくり、町の活性化を図るという観点から、総合高校との横断的な連携を検討してまいりたいと言われました。

質問です。横断的な連携、検討はできていますか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 大変申し訳ありませんが、ワーキンググループが設置されていないというところで、それからの話とっておりましたので、まだ検討もしていないところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ここは並行してやれると思いますので、検討をお願いします。

そして、こういう件で、提起を、僕は2年ぐらい前からしているのですけれども、町長、県立嘉穂総合高校と、こういった件で話合いを持たれたことはあるのですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私の記憶する限りでは、いわゆる正式な、こういったテーマを掲げての改まった会議といえますか、打合せ会といえますか、そういったことについては記憶がございません。いろんな形で高校の先生方とお会いする機会がありますけれども、そういった中で、立ち話的な話は、それは何度かしたことがありますけれども、それが実施に結びついたかといえ、なかなか難しい点があったという状況であります。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、資料1を御覧ください。これは、桂川町特産品開発事業補助金についてです。町報からピックアップしました。桂川町の資源や特性を生かした特産品の開発、改良や販路開拓などに取り組む人に対して補助金を交付するとあります。対象者は3点ありますが、この3点目、桂川町内に事業所を有する法人。事業所なのか法人なのか、ちょっと微妙なところですが、これに該当するかもしれないなと思っていて、する、しない、させればいいのかなと思っております。総合高校が彼らの特徴を生かして、特産品の開発などを行う場合、この補助金を使うことが可能ではないかと考えるのです。いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御指摘の桂川町特産品開発事業補助金につきましては、御利用しやすいものとするため、補助率を4分の3と高く設定しておりますが、逆に申しますと、4分の1相当分は自己負担となります。また、県の一組織であります県立高校が立地する市町村の補助金制度を利用すること自体が、一般的には難しいものと考えております。よって、総合高校との連携につきましては、特産品開発をはじめ、町が抱える地域の課題と嘉穂総合高校、特に生徒のほうやりたいこと、できることをマッチングさせ、お互いにウィン・ウインの関係になるような仕組みの構築を、本補助金とは別枠で検討したいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひよろしくお願いします。うちの町に来てくれている高校生です。大歓迎したいと思っております。今後の取組は、もう今のでいいということですか。何かほかにありますか。

では3です。70歳になられる方への桂川敬老健幸チケットの配付についてです。9月18日、敬老の日でした。かつては70歳になったら敬老祝い金がプレゼントされていきました。今はなくなりました。それで、70歳になられた方に、町内の施設で使える桂川敬老健幸チケットをプレゼントしてはという提起をしました。3月議会で、井上町長はぜひ検討したいと言われ、6月議会で、担当課長は課で煮詰めていると言われました。

質問です。この桂川敬老健幸チケットは配付されましたか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 配布ということでございますが、今年度はまだ配布をできておりません。現在としては、本年度、本町が行っております健康ポイントの無料配布券等も参考にしながら、この敬老健幸チケットの事業をするに当たっての対象者の設定であるとか、支給方法、チケットの製作等、どうやっていけば事業化できるかということも、他の自治体等も参考しながらというふうには考えておりますので、現在としては、まだ配布ができていないという状況でござ

ざいます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう随分たちますので、検討をお願いというか、できるようにしてほしいのです。ただ、担当課が、今回、非常に丁寧な計画書をつくられている。この件ではないことですが、それは知っています。かなりエネルギーを使われて、手作りで、分かりやすい、町の人向けの計画書ができているのも知っていますので、大変な時期だろうと思いますが、よろしくをお願いします。

町長、これについていかがお考えでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

この件につきましては、先ほどから議員が申されますように、高齢者のために、暮らしやすい地域づくり、そういったものについて取り組んでいく必要があると思っておりますし、その基本になるのは、やはり健康だと思っております。そして、生きがいを感じられる、いろいろなコミュニケーション、そういったものを形成していく、そういったことが、先ほど担当課長が申しますように、いわゆる健康ポイントというふうにまとめておりますけれども、健康ポイントに集約されるような、有機的な継続性、これが町の施策として、だんだん拡大されていく、そういうようなことを考えております。そのためには、現在検討中であります担当課のプラン、これをさらによりよいものにしていく、そのことが当面の課題であると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 進めていただきたい。町の人健康になる、非常にいいことだし、出会いがあって、会話がある、非常にいいことになると思っております。そして、その結果として、介護保険とか国民保険、これの負担が減ってくるということは、町としてもあると思っておりますので、よろしく御検討ください。

では、次です。観光案内所の活用についてになります。6月議会で、産業振興課長は、観光案内所の活用について、1つ、総合高校の青空市をk e i s e nまちプラザで開催。k e i s e nまちプラザというのは観光案内所の名前です。ここで開催。

2、10月に開催される、もうすぐですが、ときめきウォーク i nけいせんのルートに、自由通路並びにk e i s e nまちプラザを含めてもらう。

3、桂川駅周辺でにぎわいを創出など、模索・検討中と言われましたが、これらはどうなっているでしょうか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） まず、青空市につきましては、高校側、お客様双方から、役場

前の開催が大変御好評だったという意見をいただいているところでございます。今後も役場前がいいなという担当の先生からも話をいただいておりますが、k e i s e nまちプラザの開催に対する課題、そういったものを引き続き総合高校と話し合っ、開催の方向を模索していきたいと考えているところでございます。これができれば、プラスアルファで、ミニマルシェの開催の課題にもつながってくるというところで、まずは青空市をやってみたいというふうに考えているところでございます。

続いて、ときめきウォーク i nけいせんでございますが、スポーツ推進委員会との連携を提案しておりましたが、諸事情により、今年度につきましては準備が整わず、実現に至りませんでした。来年度以降は、実施に向けて早めに準備に取りかかりたいと考えているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） にぎわい創出という部分は、何か考えられているのですか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） にぎわい創出というところで、まずはイベントとの連携、それを考えておりましたので、まず、差し当たって、ときめきウォーク i nけいせんと考えていたところですが、できませんでしたので、来年度以降、考えていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） もうすぐ王塚古墳まつりがありますよね。それと連携は、難しいな。だったら王塚古墳ですればいいからね。意外と使いにくいですね。

町長、この観光案内所、今、こんなふうにはできんかとか、何らか考えはありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 具体的には、ただいま議員が御指摘されたとおり、王塚古墳まつり、こういったものと連携して活用を考えてはどうかということは担当課のほうにも申しました。実際的には、やはりアイデアが必要なんです。ただやればよいということよりも、むしろ、そこでやる、そしてまた皆さんに喜んでもらえる、そういうようなことということになるわけですけども、以前から言っておりますように、そのためには、いろんな団体の情報も必要ですし、また、行事、そういったものについてもタイアップしていく、そういう姿勢も必要かと思っております。そういう意味では、まだまだ不十分な点があると思っておりますけれども、先ほど担当課長が申しますように、できることからしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） なかなか難しい場所だなと改めて思っています。

では次、2に入ります。大将陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設についてです。

①これは中間処理施設なのか、最終処理施設なのかです。6月議会で、原中さんが、この施設

は中間処理施設なのか、最終処理施設なのかと質問されました。保険環境課長は、中間処理施設と聞いていると言われました。中間処理施設ということで間違いありませんか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 事業者のほうからの説明でございますが、中間処理施設ということでの計画としか聞いておりません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 産廃業者は、地元の方に最終処理施設の、つまり最終処分場の可能性もあると説明しているようですが、それはお聞きになっていますか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） すみません、聞き及んでおりません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長、そういう情報はありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いえ、私のところにはございません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 実際、地元の方にそんなこと言っているらしいです。

次の質問になるのですが、これは、最初から原中さんが、中間処理施設か、最終処理施設かで、えらい違いがあると思うんだけどということをやって、僕はそのときにぴんと来なかったけれども、調べる中で、確かにそうかもなと思っています。質問に出していただきましたので、調べていらっしやると思います。中間処理施設、まず、これだったらどんな問題が起こり得ますか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 資料、文献等を探してみたのですが、中間処理施設に限って問題となる具体的なものを見つけ出すことができませんでしたので、これで回答とさせていただきます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） あとの質問とも重なるのですけれども。中間処理施設というのは、そこで最終的には終わるんじゃないから、どこかに持っていきますね。焼いた残り分とか。敷地内に置いておくんです。どのように置くかです。これを最初の報告以上にどんどん置いて、火事になったりなんてことが近隣でありましたよね。

では、最終処理施設だと、どのような問題が起こり得ますか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 最終処理施設、こちらになりますと、最終処分する以外、方法

がないです。燃え殻とかいうものを収める施設の建設・管理が必要になると考えております。最終処分の種類にもよりますが、雨水とか浸透水、こちらのほうが地中へ浸透しないような施設が必要となる場合もありますので、より厳重な管理が必要になるというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そうですね。私も資料を取り寄せたんです。日本の産業廃棄物、環境省。最終処分場の3型と、ここには書いてあって、いろいろありました。いずれにしろ、大概の施設がいます。これに書いてないから分からないのは、最終処分場、どれぐらい持たせるつもりなんでしょうね。10年、20年、100年、200年、多分、そのままあそこにほったらかすんですかね。そういうことの可能性があるかと事業者が言っているようなんですけど。そこを含めて、もう少し私たちも情報を調べないといけないと思っています。井上町長は、この件はどうお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる中間処理施設にしても、最終処分施設にしましても、これは非常に大きな課題を抱えております。今の段階で、施設の中身の検討は、難しいと思っています。相手側、企業のほうから、それだけの資料が出てこないことには、どうしようもないと思っています。それ以前に、議員も御指摘のように、この問題は非常にこれから先の大きな課題になっていくと思われますので、一つ一つ、細かな部分についても、丹念に審議していく、あるいは協議なり情報の収集をしていくということに努めたいと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 議会と行政、一体としてやっていかないといけないと思っております。

では、2です。隣接市での産廃問題。かつて、実は今もあるんですけれども、飯塚市や嘉麻市では、産業廃棄物処理施設があったために、また、あるために、地元が非常に迷惑をしている。どんな産廃が起きたのでしょうか。また、現在、どんな産廃問題があっているのですか。教えてください。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 飯塚、嘉麻市での産廃問題につきましては、私自身、新聞等の報道等の情報しか持ち得ておりません。また他市のことにつきましては、詳細も分かりかねますので、この場での回答は控えさせていただければと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長は、どこでこんなことがあったよということは御存じですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私が知っている範囲も、全てを知っているわけではございません。ただ、非常に大きな問題としては、飯塚市の内住地区、ここにいわゆる産業廃棄物が埋め立てられている状況、その中から汚水が流れ出している。それが流域の健康被害につながるんじゃないかという懸念から、県も一緒になって、最終的には、その廃棄物を取り除いて、それを別のところに持っていったという、これが非常に大きな課題であったと思っています。

もう一つ、嘉麻市のほうでは、ごみを積み重ねるといふか、規定以上に積み重ねて、そこに火が入って、そしてこれを消し止めるまでに相当な時間がかかる。仮に、消し止めても、そこから流出した焼け跡といいますか、汚水も含めて、そういったものが近隣の川に流れ込む。そのことが流域全体の健康被害、環境保全にも影響するという、そういう非常に大きな課題があったと思います。

そのほかには、山道といいますか、そういったところを散策したり、あるいは車で通っていても、産廃反対というような看板が各地で見られます。そういう看板が出ているというのは、そういう動きに対する住民の方の反応であろうと思っています。いずれにしましても、そういった状況の中で、私どもは、これは対岸の火事ではなくて、現実問題としては、私どももこういった事案に学びながら、取り組んでいく必要があると、そのように認識をしております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 実は、ネットで調べても結構出てくるのです。課長は知らないと言われたけれども、今、町長が言われた問題、出てきます。ある程度、詳しく出てきます。言いにくいから、言われなかったか分からないけど、下手したら僕らの問題ですよ。嘉麻、飯塚で実際に事例があると知っているのですから、嘉麻市なり飯塚市に一緒に行って、いろんなものを聞いたり、学ぶことが必要なと思っていますので、よろしくお願いします。

今、裁判が行われて、今回、住民側が負けているようなんですが、熊ヶ畑の問題もあります。ここは前に言ったように、宮崎県ナンバーが来ているとかいう話があります。一応、県が全部認可したところがそうなっているということですので。

では次の質問にしますが、産業廃棄物処理施設のメリット、デメリットと書いているのですが、メリット、デメリットはどのようなことが考えられますか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） メリット、デメリットを合わせてお答えをさせていただきたいと思うのですが、今、まだ具体的なものがない中で、何をもってメリットとデメリットと言えるのかというところが、今は難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） つまり私たちが論議するにも、検討するにも、具体的資料が業者

から出ていないということですよ。ここが明確でない。それが問題だろうと思います。

4に入ります。産廃業者に対する町の対応。市町村の責務として県の施策に協力する、この意味。これは、昨日、大塚さんが質問されました。私も引っかかっていたのです。それは6月議会で、原中さんの答弁に対して、町長が福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例から引かれて、市町村の責務として、県の施策に協力するとともに、地域における環境保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努める。え、何で、県の施策じゃないだろうと思ったので、あらと思いましたが、昨日の話では、後段の地域における環境保全を図るために、自らも紛争の予防及び調整に努めるが言いたかったけれども、前のほうから引っ張っちゃったということですよ。

では、次になりますが、産業廃棄物処理業者に協力するのか。これも、昨日解決しています。実際に、町が業者に協力して施設を造ろうとしているのではと考えられた地元の方がいらっしまった。これも、昨日、町長はそういうふうに使われたら、それは、そういったことにつながるようなことはしてはいけないと、ちゃんと指導しましたと言われました。だから、町としては協力する意図はないということですよ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 町として、産業廃棄物処理業者に協力するというようなことはございません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） だから、もう3の質問も、多分そうだろう。当然、業者に協力する根拠がないということですよね。お願いします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 協力する根拠は、もちろんないと思っております。ただ、協力とかということではなくて、法に定められた、いわゆる事務上の手続、そういったものについては、適切に対応していく必要があると考えております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そうですね。せざるを得ないことはせないかん。もちろん分かります。県もそのように、行ったときにそう言われていました。

では、次のことに入ります。資料2の後段になります。飯塚市議会で、6月議会、川上さんが質問されたことに、片峯市長は次のように言われています。後のほうです。この当該地は、桂川町にとりましてもスポーツ施設に隣接しているところであり、本市にとりましても、公園のすぐそばであり、そして、なおかつ、現在、高齢の方々の健康づくりのためのグラウンドゴルフ場を計画、設計している場所でもあります。そういう場所でもありますので、民間のすることとはい

え、私どもとしては、非常にゆゆしいものだ。片峯市長は、非常にゆゆしいものとまで言われました。ちなみに、ゆゆしいを調べたら、そのまま放置しておく、後で問題が大きくなりそうで、見過ごすことができないと出ました。文字どおり、そのとおりなんです。片峯市長は、この産廃処理施設ができることを非常にゆゆしいとされています。井上町長は、桂川町にこの産業廃棄物処理施設が造られることをどのようにお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、御指摘の片峯市長の発言と私の考え方は同じだと思っております。言葉の表現は違うかもしれませんが、そういう意味からしまして、昨日の一般質問でありましたように、今年の新年会の際にこういった動きがあるということについて、いち早く議員の皆さんにもお知らせしたところです。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そういう意図があったのですね。なるほど。分かりました。

産業廃棄物予定地はどんなところか。片峯市長が言われているように、子供たちが遊ぶ大将陣公園のすぐ近くです。桜の名所でもあります。高齢者の健康づくりのためのグラウンドゴルフ場予定地です。また、この大将陣は史跡です。歴史の跡地。プラネタリウムも設置してあります。桂川町にとっても、飯塚市にとっても、健康づくりの拠点であり、文化的活動の拠点です。このことを業者が御存じだったら、この地に産廃施設を造ろうとはならなかったと思うのです。残念ながら、地元の方ではなかった。

いずれにしろ、健康づくりの拠点、文化的活動の拠点、そこを大型車が通り、産廃処理が行われるとなれば、貴重な自然環境と快適な生活環境を侵すことになる。だから非常にゆゆしいものだとなるんでしょう。

では、資料3の後段、資料3のほうに入ります。これは桂川町自治基本条例です。第10章、環境。環境への配慮。町民及び町は、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、将来にわたって良好な環境を確保できるよう努めなければならないとあります。町長は、どのようにこの問題に取り組むかということ質問しようと思いましたが、町長もこれに関してはゆゆしき問題とされていますので、省略します。だから、僕たちの課題でもあります。

では、5に入ります。住民説明会の実施についてです。私は6月議会で産業廃棄物処理場について取り上げました。後援会だよりもそのことを書きました。できるだけ急いで知ってもらわなければならないと思って、今回は気合を入れて配りました。よく質問があります。ただ、中身を僕はよく知らないので。情報は業者から出てきていない。町の方は、議員は何をしようとか、町は何をしようとかと言われます。

昨日、大塚さんの住民説明会の実施が必要ではという質問に対して、井上町長は、本来、事業

者が主体となって、責任を持って、住民に向けて実施するべきものと言われました。そのとおりなのです。その後で、町長は、しかし、本町にとっても大きな問題です。よって、業者に住民説明会を求めますと言われました。この住民説明会を早くしてほしいということに対して、井上町長は、時期については難しい。この後ですが、町が積極的に動くことがいかなものか、と言われたのです。だから、住民説明会を求めますと言いながら、時期が難しい、町が積極的に動くことはいかなものか。この2つの答えに、僕はちょっと整合性がないというか、よく分からないのです。分かるように説明ください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 言葉自体は、そのとおりです。確かに、矛盾するような点があるかもしれませんが、結局、私どもに事業者のほうから何も資料の提供がないことには、私どものほうでは何も分からないのです。ですから、住民説明会をやってくれ、やってくれというふうに、しかも早く早くというのは、一方で、説明会を後押ししているようなイメージに取られるんじゃないかということが、私自身は懸念しました。ですから、住民説明会を開いて、業者がきちんと内容も含めて説明ができる体制、それがいつになるのかというのは、ちょっと分からないのです。気をつけながら、県あたりとも協議をしながら、そういう情報の収集には努めたいと思いますけれども、例えば、今の状態で、住民説明会を先にすること、とにかく集まってもらって、会社が一方的に言いたいことを言うて、それに対して住民の方が質問なりとするとしても、何かちょっと肩透かしのような、そういう気がするものですから、そういう言葉になって出たということであります。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そういう意味では、確かに、どの時点かというのは非常に問題です。分かります。ただ、あまりにも情報がない中で、今の時点ではという責め方をしていかなかなとは思っています。

6です。飯塚市との協議に入るのですけれども、資料2をもう1回見てください。僕は、これは非常に引っかかっているところでして、片峯市長は、当該地は桂川町です。しかしながら、隣接地である本市にも、これについて意見を述べる責任と権利がございますので、それをしっかりと踏まえながら、赤線のところ、桂川町と情報共有をしっかりと図りながら、特に計画立ての段階で、ここなんです、計画立ての段階で後手に回らないように、今後、しっかりと対応していきたいと思っておりますと明確に述べられています。これは、逆に言えば、町長の言っていることと同じかもしれない。いつかは非常に微妙だけど、後手にならないようにしていかないかん。

一方で、業者は地元の方にいろいろな説明はしているようです。先ほどの最終処分もあり得るかもしれないとか。だから、やはりタイミングはあるんだろうけど、早めにしておかないと、も

うこういうふうにやりますよと言ったときには、全部終わっているということは、前、うちの携帯の鉄塔の問題のときに話したとおりです。ですから、ここを、特に飯塚と情報の共有を図りながらやっていかないといけないと思ってるのです。

質問なのですが、現在、飯塚市との情報共有は実際に行われているのですか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 飯塚市の担当課長とは、情報の共有ということは確認をしているところでございます。今後も、意見交換を通して、実施していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひともお願いいたします。

そして、そんな中で、内住の問題も、どういうことだったのか、きちんと調べて、どういう手だてを打てば本当のところはよかったのかとか、ある程度、分かってくるかもしれません。課長だけに負わせるつもりはありません。一緒に行って勉強したいので、よろしくをお願いします。

町長に、もう一度お考えを聞きたいのですが、飯塚市長は特に計画立ての段階で後手に回らないようにと言われていました。そういうところを町長も考えられていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 考え方としては同じです。私どもが知らないうちに、計画だけが先行するというは大いにあり得ると警戒をしております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私もそこを危惧しています。結局、裁判とかになりますよね。町のお金を持ち出さないといけなくなります。だから、早めに手だてを、議会、行政、町の皆さんとともに知恵を出していかないかんし、情報交換していかないかんと思います。みんなでやっていきましょう。

○議長（林 英明君） これで暫時休憩いたします。再開は1時からいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 3、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設の建設について質問します。ふくおか県央環境広域施設組合で進められているごみ処理施設の進行状況について教えてください。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 現在の状況といたしましては、ふくおか県央環境広域施設組合再編建設推進室を中心として、今、地権者との協議を、現在も継続して行っているような状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、次の質問ですが、私は、現在進められているごみ処理施設について、単なる大型ごみ焼き場は困ると言っています。ずっと言ってきました。そうじゃなくて、資源再生センターとして位置づけSDGs、ワンヘルスの考え方を生かしてほしい。

資料4になります。6月議会で、私の質問に町長は、私の受けている感じでは、より具体的な中身については、まだ議論まで行ってないということを言われました。3か月たったんですが、どうなっているか。副組合長である井上町長にお尋ねします。この論議の中に、先ほど言いました再生資源としての活用、SDGs、ワンヘルスの視点は入りつつありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、担当課長が申しましたように、この施設の建設につきましては、今、何といたっても地元との協議、用地買収が最優先であります。そういうところからしまして、この施設の内容等については、具体的な提示は受けておりません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 3か月たったけど、なかなか進んでいない。

では、今後になりますけど、桂川町からの要望として、先ほど、私が言った再生資源センターとしての活用、SDGs、ワンヘルスの視点を入れた施設にという働きかけは、今後していただけますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） それは、今後は進めていきたいと思っております。

また、御承知のように、こういった施設につきましては、国の交付金、あるいは補助金の申請が必要になってまいります。その中で、当然のように、こういった視点、それがチェックされるものと思っておりますので、気をつけながら対応したいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしく願います。

そして、うちからは、林議長と下川副議長も委員として出られていますので、お三方でよろしく、こういう桂川町の今後にも生きるものにして、施設をしていただくよう要望いたします。

では4です。子どもファースト宣言について。

今年2月7日、桂川の住人である三宅怜さんから、桂川町において、子どもファースト宣言の

発信とその施策の実施に関する請願が出されました。紹介議員が竹本慶吉さん。

そして、この請願は3月議会にかけられ、3月20日、資料5になりますけれども、議員全員が賛成し、この請願が採択されました。もちろん賛成した議員全員に、この請願を推進する責任があると同時に、町行政においても、議員の採択を受け、それも全員賛成という採択を受け、この請願内容を推進する責任があるはずです。

請願は、具体的に4点の実施を求めています。請願から半年たちました。進捗状況をお尋ねします。

①学校給食の段階的な無償化について。

6月議会で吉川さんが、学校給食の無償化について質問されました。そのとき、井上町長は、来年からの取組につきましては、基本的には無償化を実現する、その方向で検討を進めているところだと明確に答弁されました。来年度から無償化を実現されますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 基本的な方向性については、何度も申し上げているとおりです。具体的な提案につきましては、今後、来年度予算を編成する状況も出てきますので、その中で検討したいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 2の今後の取組は、今言われた答えと思います。

では、②子ども食堂の支援です。

町として、現在取組の状況はどういうことでしょうか。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 町としての取組状況について、御報告させていただきます。

昨年、平山二区、民生児童委員をされています宇都宮広子さんを中心に、町民有志の皆さんで、孤食の解消、地産地消、調理及び配膳、片づけの体験、レクリエーションを通じての子どもの居場所づくり、世代間交流を目的に、桂川町愛あい子ども食堂の会を立ち上げられております。

昨年10月8日、桂川町総合福祉センターひまわりの里におきまして、第1回目の子ども食堂を開催。それ以降、月1回のペースで開催をされております。今月につきましても、9月23日土曜日に開催を予定されております。

現在の町としての取組、支援の状況としましては、1点目でございますが、開催場所、ひまわりの里、調理室ほか施設の無償貸出し、2点目に、運営全般に関する相談窓口、これは子育て支援課のほうで行っております。必要に応じて、また、会員の皆さんの定例会への参加、以上3点において、支援を行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町としてのバックアップは、しっかりやっているということでしょうか。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 現在できることにつきましては、やっているつもりでございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、町長は、この子ども食堂というもの、どのような認識がありますか。教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、熱心に取り組まれております皆さんに、心から感謝をしたいと思っております。

子ども食堂、今、担当課長のほうから、月1回のペースで開催されているという報告であります。私自身は、今、この子ども食堂に限らず、例えば食文化、あるいは食生活、そういったものにおいて、非常に課題がたくさん出てきているんじゃないかと、社会的な課題がたくさん出てきているんじゃないかということを感じております。その1つの解決策として、こういった子ども食堂に取り組んであるわけですから、その取組、姿勢そのものについては、心からまた敬意を表したいと思います。

町としてできることは、しっかりやっていきたいと思っておりますけれども、ただ、ボランティアで取り組んでおられる皆さん方の気持ち、こういったものも十分尊重しながら、取り組んでいく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 多分、国の施策は、きちっとしておけば、こういうものはもともと要らなかったはずなんです。政治の不始末の関係で、せざるを得ない状況があるんだろうと思っておりますが、でも、せざるを得んならしくちやいけない。そうも思っています。今後、どのように取り組んでいかれるか、教えてください。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 先ほども申し上げましたとおり、現在、桂川町愛あい子ども食堂の会の皆さんは、試行錯誤の中、月1回のペースで、子ども食堂を運営されております。

会が抱える課題といたしまして、先日、会議の中に参加させていただいたんですが、会としましては、スタッフの募集、食材の安定確保、また、広報手段及びまた子ども会や嘉徳総合高校など、他の団体との協力、共同ができないか、共同開催ができないか、また、開催場所を各行政区、

地域に広げたいと、今後の希望を語られたところをございまして、その内容につきましては、行政としても承っておるところでございます。

行政としましては、会の独自性を尊重しながら、必要な場合は、しっかりとサポートし、引き続き、開催場所の提供、運営に関する相談窓口を子育て支援課で担当させていただき、桂川町愛あい子ども食堂の会と協力し合いながら、本来、行政として取り組まなければならない課題、事業であります子どもの居場所づくりを、官民共同で作り上げていけたらというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 進めていってください。人ごとみたいに言って申し訳ないんですけど、僕は1回しか行ってないんです。それも私は土曜日の午後に要件を入れていきますので、食事のときにはもう退散しました。今度もまた土曜日にあるので、うーんと思っています。

ただ、私が行ったときに、議員がほかに2人見えてたんですよ、うちの議員が。だから、やっぱりこの採択をみんなで、全員賛成だった、やっぱり意識を持って参加されてるなと思いました。職員の方もいろいろ参加していただいて、いろんな課題を酌み取っていただければと思います。

では、③です。学校、保育所の給食の地産地消化の推進です。現在の取組状況を教えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 学校給食で使用している食材について、量の確保、調理しやすい形状の統一化などを鑑みて、全てを地元産で賄うことは難しいものがあります。

本町では、学校給食に利用する一部の野菜については、とれたて村と連携しながら納入していただき、月に2回程度、桂川産の野菜を使った献立として、学校給食に提供しております。

現在、とれたて村の方々と食材提供への御協力をいただくよう随時、協議を行っておりますが、何より量を確保することの難しさに、難色を示されているのが実情でございます。そこで、県をはじめ、本町におきましても、地元産の捉え方を、近隣を中心とした福岡県産というふうに大きく捉え、地産地消につなげるものと考えております。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 保育所につきまして、御報告させていただきます。

保育所におきましては、これは土師保育所でございますが、桂川町内の農家さんから旬の野菜、果物、具体的にはアスパラガス、グリーンピース、イチゴなどの食材を購入し、これは平成4年度の実績でございますが、給食で14回食材として使用させていただいているところでございます。

また、これは食育活動になりますが、土師保育所の園庭に農園をつくりまして、タマネギ、キュウリ、ナス、ピーマン、ニンジン、ほうれん草、サツマイモ、グリーンピースなどを無農薬で、毎年子供たちと一緒に育てており、収穫した野菜につきましては、給食で使用しているところがございます。

また、その他、肉、魚、野菜等の食材につきましては、桂川町商工会を通じて、桂川町商工会会員の事業者、安全な食材を提供できる業者さんを紹介していただき、納品していただいているところがございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これは、後のこととも重なるんですけど、学校や保育所で、こういった地産地消化ということを考えているんだということを打ち出す中で、それに関わる人が増えてくるのではないかと思います。

4に入ります。学校、保育所の給食のオーガニック化、つまり無農薬野菜を使っていくという、この推進ですが、現在の取組状況を教えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 現在のところ、学校では、オーガニック食材や有機農産物を、計画的に学校給食で利用しているということはありません。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） オーガニック化の取組、保育所でございますけど、オーガニック給食のメリットは、残留農薬や遺伝子組換えにより、体に及ぼす影響の心配がないため、より安全な給食になるところでございます。

また、オーガニック食材は、そうでないものと比べまして、栄養価が高く、天然の糖分を多く含むので、おいしいとも言われているところがございます。

デメリットとしまして、農薬や化学肥料に頼らず、人力や技術だけで害虫を取り除き、野菜の病害虫を防ぐため、コストがかかり、価格が高騰するため、給食費を値上げせざるを得ないような可能性になることも予想されるところでございます。

また、添加物を使用していないため、品質保存の期間が非常に短いことも上げられるところがございます。

以上のメリット、デメリットを踏まえた上で、保育所給食におけるオーガニック化については、保育所、栄養管理士等、調査、検討した結果、クリアすべき課題があり、現在のところはオーガニック化の実施には至っていないような状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 全国的に見たら、この地産地消オーガニック化というのは、進められているところが多くなってきています。

あるところで、首長がこれでいくとする中で、補助金等を入れていく、それが何年後かには、その無農薬野菜がその売り物になっていく。学校だけで使うんじゃないで、そんなふうになっていっているところもあります。

なかなか難しいところというのは分かりますけど、目指すところを決め、この辺をしていくということを打ち出す中で、そういうふうにやっていただけたところが増えるんじゃないかなとも思います。

韓国のほうでは、学校での給食はオーガニック化が進んでいるとも聞いています。そのことによって、子供たちの病気が減ってきた。そんな話も、データも見たことがあります。今後とも進めていってほしい課題です。なかなかできにくいということは今分かりましたが、打ち出すことによってできないかなと、またこの辺は、私もいろいろ調べてみたいと思いますので、今後の課題とさせていただきます。

では、5に入ります。土師保育所の今後について。

資料6を御覧ください。これは2021年8月24日に、桂川町、今後の幼児教育の在り方検討委員会から出されたものです。検討委員会のまとめの2に、幼保一元化、認定こども園や幼保併設型等の実現に向け早急に検討すべきとあります。2年前の話になります。

次に、資料7を御覧ください。これは6月議会での私の質問と井上町長の答弁です。井上町長はその中で、吉隈保育園が造ろうとされている新しい施設、そういったものも大いに参考になると思いますと述べられました。

吉隈保育園が造ろうとしている認定こども園については、先日の文教厚生委員会で説明を詳しく受けました。現在、受入れ児童数もはっきりしています。当然、町長も話を聞かれているはずで。

井上町長に質問します。どのような就学前の施設を造ろうと考えられていらっしゃいますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

これまでも申し述べてきましたように、今回、土師保育所の建て替えにつきましては、いわゆる1号認定の子供たちが通える施設であるべきだという、大前提がございます。具体的な形としては、認定こども園等が考えられると思っております。

ですから、幼児教育の在り方検討委員会の意見書の提言に沿って、こういった施設を造る、そのことに基本的に変わりはございません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、大体どのぐらいの時期に予定を考えられています。あと、場所はどんなところを考えられているんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在、鋭意検討中であります。できるだけ早い時期に、公表できるようにしたいと思っておりますけれども、いろんな課題がございまして、まだその課題の整理の途中ということで、御理解願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ずっと僕は、これは2年間言い続けてきているもので、やっぱりスピード感がちょっと遅いなと、今回、認定こども園で行くとは言われました。

来年度、幼稚園や保育所の募集がそろそろ始まってくるんです。ですから、ある程度明確なことを出しておかないと、保護者も困るし、幼稚園、保育所も困ると思います。一人で全部を町長が考えるのは、僕はもう到底難しいです、何もかも。何らかの委員会など組織して考えていくとか、そういうやり方をしていけないといけないと思っています。ぜひとも、この辺はスピード感を持ってやっていただきたい。

では、次の3に入ります。これは資料7にちょっとまた戻りたいんですが、6月答弁で、町長、こう言われたんです。赤線のところになるんですけれども、土師保育所の場合には、公立の保育所ということになりますので、今言われたように、公立のこども園ということになると思いますが、公立として備えなければいけない機能、そういったことも考えていく必要があると思っていますと答えられました。

これを聞いたときに、そうよね、公立として備えなければいけない機能いるくさねと、ところが、それは何だと後で思っちゃった。

ですから質問です。公立として備えなければいけない機能ってどういうことでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず基本的に、これは公立も、私立も同じだと思っています。仮に認定こども園という1つの制度の中で造られる施設ですから、それは大差はないと思っています。

ただ、そういう中で、私自身も内容的に詳しいわけではありませんので、現場の先生方の意見も聞きながら、そういう中であえて公立として備えなければいけない機能、施設、スペース、そういうものが考えられるのかどうか。

これがそうだという具体的なものを私は持っているわけではなくて、今後の考え方を整理していく中で、そういった面も必要ではないかという意味でお話をしました。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 明確にやると思ったものでないんですね。いずれにしろ、だから、

町立としてのこども園をつくるなら、そこに明確な目的なり、それが要るということなんですよ。そしてそれは、みんなで作って上げていくよと言われていたということですか。

では、次になります。今後の取組のところなんですけど、今後どのような取組を考えられていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど議員のほうからも御指摘がございました。早急な具体化が必要であるということであると思います。

私自身も気持ちの中では、もうずっと以前から、いろいろと課題の整理をしているわけですが、とにかく、そんなに余裕はないと思っておりますので、ただもう少し時間を頂きたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） いろいろと相談したりしないといけないだろうと分かりますが、早急にしてください。私も考えはありますので、相談されたら、幾らでもあります。

ちょっと1つ、1点だけ質問をさらにおきたいんですが、資料の6をちょっともう一回振り返りたいんですが、資料6の5、一番最後です。ここに、以上のことから、桂川町において、効果的な幼児教育を目指すためにも、新たな行政機構の改編を検討し、時代に即した対策を講じることが求められていると考えます、とあります。

これは、僕は今までも質問してきました。この行政機構の改編、なかなか簡単にはいきませんので、検討をといよんしゃったと思うんですが、これも同時にやっつけていかなきゃいけないと思うんですが、この考えは、考えてこられていますか、行政機構の改編。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 担当課等と話をした経過はございますが、具体的な形といいますか、行政機構としての新しい形、そこまでは、まだまだたどり着いていないという状況です。

御指摘のように、施設が新しくなる、それに合わせて当然のことながら、いろんな例えば条例とか、そういったことについても、改めていく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 僕は、このように解釈していたんです。要するに、桂川町の教育、子どもの、ゼロ歳から15、今、僕はゼロ歳から18と思っています。総合高校入れますんで、これを一貫して見ていく。そのためには、子育て支援課を教育委員会に入れる。ここの教育委員会でゼロから18までをしっかりと見ていくんだと、これを表に打ち出す。

このことは、桂川町は、子育て特化して頑張っているんだらうという発信にもつながると思います。ぜひとも、早急に検討は、これ必要だらうと思います。2年前の課題です。

では次、6に入ります。町史についてです。ここはもう町長とかなり意見がずれてしまうところなのですが、どうもいまいち、しっくりきてないので、また同じ質問になります。

今この町史をつくらなければならない必要性を、私に分かるように教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これも何度も言うておりますように、現在の町史の発刊から55年以上が経過しております。やはり町史は一つの町の歴史でもあるわけですから、継続性を保つ必要があると思っております。

そういう意味では、今はもう、どう言いますか、非常にもう、時期的には既に遅いんじゃないかというような気持ちを持っております。継続性を持たせるという意味からしますと、昭和42年のその頃の状況に、ある程度精通した形の方々が、こういった編さんに加わっていただくような、そういうような形が考えられますので、ぜひとも、この時期に取り組んでいく必要があると、そのように考えております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何度も言っていますが、町史とか、そういう市史は、よく読んでいた側の人間なんです。その私が必要ないと思っているのは、なぜかといったら、とにかくデータは要るんです。なかったら困ります。今、しとかないかんのはデータを集めることです。これは、同じことを、僕は確か5年前に言っています。

町長が70年史か80年、それを記念して出したいと言われたときに、何の意味があるんですか、それはとか言いながら、僕は、データは要ると思います、それはきっちり集めておけばいい、それを冊子にする必要は分かりません、と言い方をしました。

前の6月も同じようなことを言っています。データは必要です。そのデータを効率的に組み合わせさせてきっちり保存しとけば、それを使ってもらえればいだけだろうと思っております。

ちょう戻ります。これ、昨日、大塚さんが聞かれた質問の中で、次のような回答がありました。準備委員会ができていますと、その準備委員会の目的とメンバーを教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 準備委員会の目的につきましては、基本方針案の作成、それと、編さん計画案の策定をすることでございます。メンバーといたしましては、町長、副町長、教育長、総務課長、王塚装飾古墳館長、事務局として企画財政課長、私です。それと、町史編さん準備係2名となっております。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） どうも、すっきりしないですけど、つくるにかかって始められて

いる。先ほどの保育所の件は、2年前のが、まだもたもたしているのに、何でこれだけ、こげえ急ぎよんしゃちやろかと思ひながら、ずっと気になっています。後でまた質問します。

5、町史をつくるためにかかる費用ですが、今回、町史編さん計画策定支援業務委託料49万5,000円が予算に上げられています。ここで、これはどんなことをするか説明を受けました。ここで仕事をされる業者、この業者が今後ずっとかかわっていくということでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 実際の制作に当たりましては、プロポーザルでの入札を予定していますので、そういったことは想定していません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） この流れの質問の中で、ずっと引きずっているのは、もうすること決めて動いてるよねということです。

2番です。総額、大体今まで町史つくられたところ、そういったところ、当然もう何か月かたっていますから、チェックはされているでしょう。総額大体これ、幾らぐらいになるんですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 編さん計画を策定する中で、町史の目次構成や企画、具体的には書籍のサイズ、ページ数、紙質、装丁等でございますが、このほかスケジュールや原稿料、町史刊行に係る必要事項が順次固まってくると考えております。一定程度進んだ段階で、見込額をお示しできることは思っております。現時点ではお示しすることはできません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これはちょっと心配なんだ。当然、総務経済建設委員会でも質問があっていると思うんだけど、毎年1,000万円は要ります。2人職員張りつけてありますから。それプラスどんだけ膨らむの、これ。

今回、僕は決算員になりまして、令和4年度の決算を見ていきました。その中に資料として主要施策の成果に関する説明書というのがありますが、この中に老朽化という記述が何か所も出てきます。当然、町長は読まれているはずですが。この施設老朽化はどうするんですか。莫大な金がかかります。

今日出ただけでも、水道施設の問題、学校の問題、建設の問題、それから、こんなことがいっぱい課題にあって、老朽化している施設統合、再建いろいろせないかんときに、それよりも町史づくりが今優先される理由が分かりません。

だから、データ集めとけばいいでしょう。町長の思いも、僕の思いも、そこまでは一致しているんです。もう一回言います。学校、水道施設含め老朽化している施設の統合、再建、新設よりも、町史づくりが優先される理由は何ですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほどから何度も申しますように、現在の町史からの継続性、そういったものを考えたときに、これ以上、間を空かせるのは得策じゃないということです。

御指摘のように、先ほど、各施設における老朽化の対応、こういったものも当然必要であります。そういったものが必要だから、町史は要らないということにはならない。

ですから、私どもとしては、やはり必要なものについては取り組んでいく。それしか今、答えようがないわけですけども。ただ、今取り組んでいく必要というものを、ちょっと感じ方が、いろいろ個人差はあるかもしれませんが。ただ、私は、町史があつて、そして、これまでの仕事の中で、あるいは町を知るという中で、やはり町史が非常に役に立ったという記憶があります。

ですから、そういったことを、後世の方たちに伝えていく、それはやっぱり私どもの、ある意味使命であると考えておりますので、先ほども言いますように、ぜひ取り組ませていただきたいと思ひます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 取りあえずデータだけきっちり集めて、この町の10年後、20年後のことが見えた時点で、町史にしていったらどうですか。次の世代の町長や次の世代の議員に任せませんか、これを。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） データを整理してということですから、それだけでも、相当な費用がかかると思ひます。

私は、やっぱり手に取って見てもらえるような、そういう取り組む以上は、そこの完成を目指さないと、どう言ひますか、編集に携わる人にとつてもね、非常に目的が曖昧になってくるような気がしひます。

ですから、今回、町史の編さんについて、御理解を願ひたいと思ひてひます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 編集までせんでいいんです。データさえあればどうでもなります。

町長が辞められた後、私が辞めた後、一緒にしひませんか。データ整理しひましょう、いろいろして。僕、しひますよ。そこが必要なんです。本にして、本当に皆さん見ひます。私は見ひましたよ。みんな持つとんしひや、前の。見よう、毎日、毎日は見ひらんでしひょう。本当に見るんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 繰り返しになりますけども、やっぱり非常に助かる、助かつたということ、何度も私自身感じてひます。

とにかく町の歴史なり、文化なり、動きなり、そういったものを一目瞭然で見ひれる、その資料

はやっぱり必要なんです。

ですから、昭和42年以降、この50年間、町はいろいろ変わってきました。変わってきたことについて、何もしなければ、だんだん消えていくんです。特に、昨日もちょっと出ましたけれども、例えば合併問題のことが出ました。私は事実をそのまま記載していきたいというような回答をしました。これが、年数がたつと、歪曲してしまう可能性があります。

だから、そういう意味からしますと、昭和42年以降、私の記憶の中でも、あの炭鉱の盛んな頃の景色というのが、まだ脳裏にはあります。でもそれから何年もしないうちに、もうほとんどなくなりました。

そういったものが、きちんと理解できるようにしておかないと、ただ単にデータだけでは、それは一般の方たちには、特に分かりにくいんです。特にそれを言うなら、子どもたちはもっとでしょう。

ですから、そういう中で考えたときに、それを正しく伝える、そのためにも町史の編さんは必要だと考えています。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 紙ベースで考えしゃき、そげんなるんです。できた資料をある程度整理して、ぬらっとしときゃいいんですよ。子供たち調べるの早いです。そっちのほうが調べられます、それは使えます。

だから、ちょっと発想変えられません。ここは、どうしても意見が分かるとこのようですから、これ以上は言いません。

例えば、合併問題は非常に気になっているんです。合併問題、賛成派議員と、ここは反対派議員がおるんです。誰のどんな意見をとるんですか。原中さんが言われましたよ、裏側俺は知ってるよ。どこまで聞くんち。

真実は1つかもしれんけど、この人にとっての事実、この人にとっての事実は全然違います。そういうのを、町史という客観性を持ってどういうふうにするのか。どうも難しい課題です、これ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども申し上げましたように、いわゆる、これは町がつくる町史ですから、行政としての責任を持った上での作成ということになります。個人的な感情とか、そういったものが中に入るのは、あまりよろしくないと思っています。

ですから、例えば公文書なら公文書として残された資料があるわけですから、その中から必要なものを抜粋し、整理し、そして掲載していく。そういう作業は、当然必要だと思います。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっとこの辺は話がずれてしまって、データは必要なんですけど。

では、次行きます。町長に届いている賛成意見、また反対意見がありましたら、教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる直接的な意見というものはございませんが、各種団体等で町史の編さんについて、お話をしたところでの感触といいますか、それは良好であったと記憶しております。反対意見ということにつきましても、直接的な意見は聞いておりません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 自信持って言えるのは、反対している人が多いです。職員の中にも何人か聞きました。その声が届いていないなら問題かもしれません。

非常に気になっているのが、なんでこの件だけ、こげん急ぎよんしゃるとやろうかが分からんことです。

町史については、初めて聞いたのは今年の3月議会です。行政報告並びに施政方針の中で、町長は、以前から新たな町史の編さんについて、必要性を感じていましたが、その時々々の社会情勢や本町の現状からして、着手できないまま現在に至っていますと、唐突に述べられました。しかし、その時点で、新年度予算上がってなかったんでしょう。

だから、議員の意見も聞きながら、じっくり進められるだろうと思っていました。そして、その時点では、担当も決まっていなかったんでしょう。ところが、4月人事異動の中で、その結果を見せてもらったら、企画財政課の中に2名の職員が調査、編さん準備係として配置されていました。本来、新年度予算で提起しながら、丁寧に進めていくべきところです。単的には僕の感覚としては、町長の思いだけで突っ走った。

首長と、町長と議会というのは、二代表制と言われています。だから私たちの最も重要な仕事の1つは、予算や施策のチェックです。そう学んでいます。町史について議員の意見も全く聞かれていない中で、町史づくりがどんどん、当然のように進められている。非常に違和感があるんです。

どうして、議員の意見の聞く場を設けられなかったんですか。また、設けていらっやらないんですか。これこそ、二代表制に反していませんか。議員の意見を聞く場を設けてください。いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 事前の協議というものは、行っていないのは確かです。

ただ、これまでのいろんな答弁の中でも、あるいはお話の中でも、町史の編さんの必要性とい

うのは、何度かお話してきた経過があると思います。

今回、こういう形で、予算として計上しているわけですがけれども、このことによって、私は、議員の皆さんの御理解と御協力を受けたいということで、提案をしているところです。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） こういう場でなったときに、町史について質問したのは、非常に少ないです。結局、多くの議員が質問も何もしていない、賛成ちゅうだけ進めていくよっちになるんですか。むしろ反対意見を大事にする必要があるでしょう。それが民主主義だと思っているんですけれども。すみません、何か違和感を感じています。

何か唐突なんです。何をこんなに急いでるのか、ほかにせないかんことあるっちゃないという思いがあるから、くどく言っております。違うやり方取れると思うんですけど。すみません。ちょっとここでやめときます。あと残り時間がありませんので。

だから、この場だったら、これで終わるんです。3回同じ質問したらもう次行けて、ルールですから、参ります。とことん話し合う場がないじゃないですか。

周りの意見聞いてみてください。あんた本音とこどげえ思うね。職員100人聞いてみてください。反対のが多いと思います。

7町政報告についていきます。最初に、プレミアム付商品券を発行する目的教えてください。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 商品券事業の目的といたしまして、個人消費を喚起しまして、長期化する原油価格や物価の高騰の影響を受けた地域経済の活性化を図る、平たく言えば、町民の皆様の家計の下支え及び商工業の支援ということでございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これは、今までいろいろ幾つかありましたが、前回のコロナ関連のときは、地域経済でした。その地域の皆さんと市民の皆さんの生活困窮、今回はそれに中小の部分入っているっていうことですね。

では、後で、また委員会の報告の中で、この論議どげえなったかと聞きますので、ここでは違う質問をします。

プレミアム付商品券の紙券と電子券が出されました。これの募集受付がずれていて仕様もずれています。これは何ですか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） プレミアム商品券予算計上は、今回は6月でございました。利用可能な期間が従来よりも短い状態になってしまっております。そのため、御購入の皆様、少しでも長く御利用いただけるように紙券、これは準備が早く整います。そのため紙券を先行販売。

一方、電子券については、初めての導入ということで、システムづくりに非常に時間を要するというので、結果的に、紙券よりも後の販売となった次第でございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これは多分同時にすべきでした、と思います。本当は。忙しいのできんやったんですね。大変と思います。最初にするのは全て大変です。そうだろうと思っています。

ですから、僕は、2に入りますが、電子券については、やっぱり不安な人が多い、私含めて。ですからこの使い方の説明があるだろうと、以前から言っています。電子券は、いずれにしろ、こうなっていくます。流れは。間違いない。止めることはできない。ですから、先行している市は、それに特化した係の人を置いたりしていました。そんな中で広げていったんです。そんな例も、今まで言いました。

具体的に、その市長に話を聞きました。それで担当の係、そういった人が必要だろうと、そういった用意してくださいとお願いしていましたが、どうできましたか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） まず、御質問の担当の係というところは、残念ながらスタッフ、人材も職員いませんので、できませんでした。

ただ、支援策というのは、使い方です、支援策というのは、3つ、今、御用意する予定になっております。

1つ目は専用ホームページを開設しまして、申込方法、それから、商品券の購入方法、それから、お店での使い方、この辺の動画を掲載する予定となっております。2つ目、電子よか一けんのコールセンター、これを設置する予定となっております。なので、動画、コールセンター、この辺で、もし分からない場合は、3つ目の支援策として、商工会等の窓口には直接来られると、直接御支援できるという、そういった体制を取っているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっと、なかなか初めてのところで、係も大変だったと思っています。特に、最初は大変ですから、そこにある程度の人や金をつぎ込む必要性はあると、分かりますので、今回どこまでできたか分からないけど、ある程度きっちり総括していただいて、次に生かせるようなものにしていただきたい、そう考えております。

今日、ちょっといろいろ話しましたが、町長とかなり一致する面、考え方がずれる面が出てきました。特に、町史の問題はかなりずれちゃって、こんな形で施策を進められたら、議員としては許せないな、許したらいかんのだろうなという思いは、正直持っております。議会軽視になるんじゃないかなと。

ぜひとも、全てノーと言わん、話しながら折り合いをつけていくのが、大事だと思っていますので、事前に提起していただくなり、話す場を設けていただくようにしてもらったら、もらいたいなと思っております。

柴田、一般質問終わります。

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。

開始は2時から、暫時休憩。

午後1時51分休憩

午後2時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を始めます。

日程第2. 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

○議長（林 英明君） 会期中の審査事件として、特別委員会、各常任委員会に付託してありました事件の審査結果の報告を求めます。

一般会計・特別会計決算審査特別委員会に付託してありました令和4年度桂川町一般会計特別会計歳入歳出決算の認定第1号から第5号までの5件を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○一般会計・特別会計決算審査特別委員長（竹本 慶吉君） 一般会計・特別会計決算審査結果報告書の朗読をもって報告と代えさせていただきます。

令和5年第3回定例会において付託された令和4年度桂川町一般会計及び各特別会計決算認定について、当委員会は9月5日、7日及び8日の3日間審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定しましたので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告します。

審査意見。

財政状況について。

令和4年度の普通会計の実質収支は2億9,188万8,000円の黒字です。また、当該年度中の基金の積立てや取崩しなどの要因を考慮した実質単年度収支についても、1億8,987万8,000円の黒字となっています。この実質単年度収支の黒字基調が続いていることから、財政運営は全体として安定しているものと思われま。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.1%です。前年度の88.0%と比較すると4.1ポイント悪化しています。

国は、新型コロナ感染対策、ウクライナ情勢に端を発した一連の物価高騰等の関連施策により、

赤字国債が膨らんでいます。本町の財政運営については、今後の地方財政計画等に十分注視して、財政の健全化に努めてください。

健全化判断比率の4つの財政指数は、基準を大きく下回っており、問題はありません。

一般会計決算について。

1、歳入、（1）町税等の収納については、税務課収納対策室を中心に、一体的な収納体制が進められています。結果、町税をはじめ、同じ公法上の国民健康保険税や保育料等、町の債権全般についても良好な収納状況を高く評価します。

町営住宅の新設が進められている中、旧住宅使用料に比べ、高額となった使用料の収納が順調にいくかと懸念されていました。しかし、町営住宅使用料の現年度分徴収率は97.8%で前年度より1.3ポイント向上しています。

また、滞納繰越分についても15.6%で、前年度より7.4ポイント向上するなど、住宅使用料の滞納解消への努力が伺えます。

（2）ふるさと応援寄附金は、令和4年度4,223万5,000円が寄せられています。前年度実績の比較では、1,977万3,000円の減少となっています。各自治体にとって魅力ある財源であり、本町にとっても同様です。返礼品の開発や納入業者の選定に苦慮されていますが、今後も努力をお願いします。

2. 歳出。

（1）歳出に当たっては、創意工夫を重ねた施策や費用対効果を考慮して、健全かつ透明な行財政運営に努めてください。

（2）各種団体への補助金・助成金については、公債支出の必要性や助成対象の妥当性など、常に公平・公正な視点で検証してください。

特別会計決算について。

1、住宅新築資金等貸付事業特別会計。

現年度収支が603万5,000円、実質単年度収支も同額の黒字です。

2、土地取得特別会計。

預金利支の積立てで、4,000円の黒字です。

3、国民健康保険特別会計。

単年度収支が806万8,000円、実質単年度収支が3,822万8,000円の黒字です。

4、後期高齢者医療特別会計。

単年度収支が34万9,000円、実質単年度収支も同額の黒字です。

1、2、3、4ともに特に問題はありません。

基金について。

- 1、普通会計基金計3億3,296万1,000円。
 - 2、国保会計保険給付費支払い準備金1億7,294万8,000円。
- 合計しまして、34億590万9,000円。

1、2、ともに特に問題はありません。

桂川町議会議長林英明様、令和5年9月8日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会委員長竹本慶吉。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。認定第1号から認定第5号まで、会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第1号令和4年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

認定1号について、反対の立場から討論に参加いたします。

この認定1号、私は当初予算で反対をしておりました。しかし、この決算ということで、私はこのたび決算書をよく精査しましたところ、一部数字に疑義を感じるようなところがありました。令和3年度と4年度当初予算同額が計上され、支出も同額です。下1桁までびちっと合っています。このような決算書を私は認定することはできません。

以上をもって、反対といたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第1号を採決します。起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、認定第1号令和4年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和4年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号令和4年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

私はこの認定4号について、反対の立場から討論に参加いたします。

私は、この4号国民健康保険特別会計予算について、当初予算で反対をしました。その主な原

因は、高過ぎる健康保険税でもって予算が組まれているということでありました。そういうふう
に反対しました。しかし、この決算書は、その高過ぎる予算書でもって執行されたということで、
私は反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第4号を採決します。起立により採決いたします。本
件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、
委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、認定第4号令和4年度桂川町国民健
康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しま
した。

次に、認定第5号令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質
疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書
をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号令和4年度桂川町後期高
齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定し
ました。

認定第6号令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件については、水道事業会計決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告
を求めます。吉川委員長から申出により、自席での委員長報告を許可します。吉川委員長。

○水道事業会計決算審査特別委員長（吉川紀代子君） 私は、この審査報告書を朗読させていただ
き、報告といたします。

令和5年第3回定例会において付託された令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定について、当委員会は、9月11日、12日の2日間審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定しましたので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告をいたします。

審査意見。

1、水道事業会計の経営状況について。

令和4年度年間総排水量は152万2,233m³で、前年度より3万8,673m³の増加、有収水量は131万4,280m³で、前年度より3万2,091m³の減少、給水収益は1億7,532万5,000円で、2,606万2,000円の減額となっていますが、他会計補助金から、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業費補助金等2,148万6,000円が、繰入れにより処理されています。

水道事業における総収益は、2億756万8,000円、これに対する総費用は1億8,919万2,000円、当年度の純利益は1,837万6,000円となっております。水道事業として、引き続き良好な経営状況が保たれています。

財務状況においても、健全性が確保されています。

また、決算における水道料金等の収納状況についても、良好な収納率が継続されています。

2、資本的支出について。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、5,562万7,000円です。この不足分は、過年度分損益勘定留保資金5,213万6,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額349万1,000円で補填されています。

3、剰余金処分について。

当年度準利益は、1,837万6,000円に前年度繰越剰余金9,061万3,000円を加えた当年度未処分利益剰余金1億899万円は、減債積立金100万円、翌年度の繰越利益剰余金は1億799万円として処分されています。

4、安定供給について。

土師浄水場に、広域監視システムとしてクラウドシステムが導入されています。このことにより、浄水場の運転状況や河川の水質変化状況など、随時確認することが可能となり、急激な水質変化や施設の異常時の発見が迅速に行え、異常事態に早期対応することが可能となり、安定した水道水の供給が持続されます。今後とも、水道水の安定供給に備えた対応を望みます。

5、課題について。

水は生活基盤や社会経済を支える重要なものです。ゆえに水道事業者には、安全・安心な水道水を安定して供給し続ける使命があります。しかし、次のような厳しい現実の課題に直面しています。

○経年劣化による施設や管路の老朽化、○水源地の有効活用、○浄水場施設の新設計画、財源確保。

結び、水は生命の源であり、町民の生活に欠かすことができないものです。今後とも、安全かつおいしい水の供給に努めていただくとともに、上記の課題に対して十分な対策を取っていただきますよう強く求めます。

桂川町議会議長林英明様、令和5年9月12日、水道事業会計決算審査特別委員会委員長吉川紀代子。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第6号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3. 議案第31号

○議長（林 英明君） 議案第31号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第31号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、令和5年3月17日に、本町職員が水質確認作業の不善により、歯科医院の精密機器に損害を与えたものです。事談の内容については、損害賠償額421万1,235円を相手側に支払うもので、今後、双方は異議申立てをしないとする内容です。

担当課に対しては、今後、このようなことがないように取り組んでいただき、迅速な対応を求めます。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。
これより議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第32号

○議長（林 英明君） 議案第32号財産の処分についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第32号財産の処分について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回処分しようとする財産は、旧桂川町解放センター跡地になります面積6,567.16m²の土地であり、普通財産であります。

処分の方法は売買であり、1m²当たり4,800円、売買額3,152万2,368円です。

売買する理由については、福岡県による県道豆田稲築線（九郎丸工区）の道路拡幅による用地買収に伴い、事務所を移転せざるを得ないため、事務所等の建て替え用地として代替地の払下げを桂川町に求められ、これに応じたものです。

払下げ単価の決定については、桂川町の土地鑑定評価に実績のある不動産鑑定士により、近傍の評価額や土地の形状等を勘案し、1m²当たり4,800円の評価額を受け、桂川町公有財産調整委員会にてこれを決定しております。

当路線については、桂川町の重点路線として、福岡県に整備を求めている都市計画道路であります。これに協力する前提での払下げ申請であることと、払下げ単価において、近傍地比較や不動産鑑定を参考にした決定であることから、この売買契約については問題がないと判断し、当委

員会は全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号財産の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第33号

○議長（林 英明君） 議案第33号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、こども家庭庁設置法等の施行によって、関係省令の整備が行われたことに伴い、桂川町の条例の整理を行うものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号桂川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第34号

○議長（林 英明君） 議案第34号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第34号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税において、調定額の決定による追加計上がなされています。

1 1款地方交付税では、普通交付税での財源調整による追加計上がなされています。

なお、令和5年度の普通交付税決定額は、19億5,064万1,000円となっております。

1 5款国庫支出金では、7月の梅雨前線豪雨被害に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金や、マイナンバーカードの氏名ローマ字表記対応に係る社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金の追加計上がなされています。

1 6款県支出金では、千代ヶ浦溜池改修に係る農業農村整備事業費県補助金や梅雨前線豪雨被害に係る農林水産業施設災害復旧費県補助金の追加計上がなされています。

1 7款財産収入では、解放センター跡地を県道豆田稲築線道路改良工事に伴う代替地として土地を譲渡する町有地売却収入の追加計上。

2 2款町債では、千代ヶ浦溜池改修に係る国土保全対策事業債のほか、農地農業用施設補助災害復旧事業債や公共土木施設補助災害復旧事業債の追加計上がなされています。

歳出予算では、歳出全般において、今年4月の人事異動等に伴う職員人件費の予算整備が行われています。また、高圧電気料金の高騰が続いていることから、各施設の電気使用料が必要に応じ追加計上されています。

個別の案件では、2款総務費において、前年度繰越金の一部と町有地売却収入を財源とする教育・保育施設整備基金積立金や町史の仕様、構成や編さん計画の策定等に係る町史編さん計画策定支援業務委託料、また、申告4税目の電子申告手続拡充対応に係る共通納税システム追加機能導入業務委託料や、マイナンバーカードの氏名ローマ字表記対応に係る住民基本台帳システム

改修業務委託料の追加計上がなされています。

6 款農林水産業費では、千代ヶ浦溜池護岸等改修工事費の追加計上。

7 款商工費では、プレミアム付き商品券発行事業補助金の追加計上、これは、よかーけんの電子マネー化に伴う電子決済換金振込手数料負担分を追加交付するためのものであります。

8 款土木費では、町営住宅二反田団地建て替え移転補償費 2 件分の追加計上。

1 1 款災害復旧費では、梅雨前線豪雨被害に係る農地農業用施設 1 0 か所及び町道 1 か所の災害復旧事業費の追加計上がなされています。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続いて、柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1 5 款国庫支出金において、私立保育園に対する特定教育・保育施設整備交付金及び保育所等業務効率化推進事業費国庫補助金と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が計上されています。

1 6 款県支出金では、私立保育園に対する保育所等非常勤職員雇用支援事業費県補助金が計上されています。

2 1 款諸収入では、後期高齢者医療療養給費負担金前年度精算金が、福岡県後期高齢者医療広域連合からの通知により計上されています。

歳出予算では、本年 4 月の人事異動等に伴う職員人件費の予算整理が行われています。また、高圧電気料金の高騰が続いており、各施設の電気使用料が追加計上されています。

3 款民生費において、今回新設されるまめだ保育園、また、移転される吉隈保育園の園舎建設に係る就学前教育・保育施設整備交付金のほか、まめだ保育園に対する保育所等業務効率化推進事業補助金が計上されています。また、善来寺保育園及び吉隈保育園に対する保育所等非常勤職員雇用支援事業補助金や土師保育所の屋上防水工事費が計上されています。

1 0 款教育費では、給食センターの蒸気ボイラーの熱源を灯油からガスに切り替える必要があります。そのため、ガス代の追加及び灯油代の減額並びに灯油地下タンク廃止手数料が計上されています。

当委員会は審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3 番 柴田 正彦君） 大きく 3 点ありますが、一遍に言った方がいいですか。

○議長（林 英明君） お願いします。

○議員（3番 柴田 正彦君） 1点目、ワークライフバランスと言われて問われていますが、実は前年度の決算を見る中で、超過勤務のことが気になりました。それで、今回の補正の中で超過勤務が上げられている、それについて理由と必要性をどういうことだったか教えてください。29ページ、30ページ、43ページです。

なお、文教厚生委員会に関するものもありましたので、そこは聞きました。

一つは、土日に仕事をせざるを得ない、その手当。もう一つは、勤務時間より下がったところで請求の電話が必要である、そういうことでした。

総務経済建設委員会に係るこの29、30、43はどんなことだったのか、理由と必要性を教えてください。これが1点目です。

2点目、プレミアム商品券について。

今回、中小限定権が2枚となっています。このことに、委員からどのような質問や意見が出たのか、それから、キャッシュレス商品券は初めての試みなのですが、委員からどのような質問や意見が出たのか。

3点目です。

町史について、補正予算について、委員からどのような意見や質問が出たのか、また、町史について委員からどのような質問や意見が出たのか。

以上、大きく3点、お願いいたします。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） ただいま柴田議員のほうから質問が出ましたけれども、ちょっと项目的に多いものですから、まとめて記録しておりますので、その内容で読ませていただく形になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、超過勤務について、この点については、総務の横山課長のほうから御説明したほうが分かりいいかと思しますので、それは御了承いただけますでしょうか。

あと、2点目、3点目については、私のほうから答えたいと思います。

○議長（林 英明君） では、まず、先に第1問いきましようか。横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 超過勤務について、その理由と必要性ということで、御質問を頂いた分についての御回答になります。

超過勤務手当につきましては、現年度の当初予算を新年度予算にスライドさせて計上しているため、毎年4月1日の人事異動は反映されておりませんので、9月の補正で人件費の整理を行い、12月の補正で超過勤務の手当の調整を行うようにしております。

今回、9月補正で税務課、住民課、産業振興課の3課につきましては、4、5、6月に納税通知書の発送や出納閉鎖、マイナンバー交付事務、観光案内のためのサイン計画事務等により超過

業務が発生し、超過勤務手当を使い切った状態にあるため、今後、適切に超過勤務手当を支払うための財源として、緊急的に9月で補正を行う旨を委員会で御説明させていただきました。

委員会では、超過勤務は推奨するものではなく、まず、各個人や各職場において業務の改善、工夫を行い、超過勤務を減らす努力が必要であること、それでもやむを得ない超過勤務が発生した場合については、適切に手当、対価を払う必要性はあるのではないかと、また、職員の絶対数が不足しているのではないかとという御意見、御指摘を頂いたところでございます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） では、竹本委員長、次、お願いします。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） では、引き続きまして、私のほうから、プレミアム商品券についてということで、先ほどもお尋ねになっただけですが、もう一度、重複した形でお聞きになりたいですか。先ほど、一般質問のやり取りで、私は耳にしたと思いますが、ほかにもあるか。（発言する者あり）そういうことですか。分かりました。

プレミアム商品券については、これはもう従来どおりの発行のやり方で、キャッシュレスのほうはもう一つの、もう一度後から……。

○議長（林 英明君） 委員長、どういう質問とか意見がありましたかという問いなんです。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） だから、特にこれという質問はありませんでした。

○議長（林 英明君） では、下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） 今、聞かれているのは、総務委員会でどういう議論をされたかということだと思います。それで、これは産振課に対して、じゃあ何で遅れたのかと、それとこの商品券が今度は2枚になっていますよね。それは何で2枚になったのか、そういうのも聞きました。

それで、その中で、今、大型店に偏るんじゃないかという心配があるということでしたけども、大型店には60%強しか行ってないんです。全体的に皆さん使われているということで、中小限定券を2枚にしても全然問題ないんじゃないかなということ。

それとキャッシュレスの関係は使えんとやないと、年寄りはいくらも使えらんよというのがありました。

それと、何で10月なんと、遅れたのということも出ておりました。

ただ、飯塚ではもう現在使われているんです。それでちょっと桂川の場合は遅れておることと、じゃあ使えない人にはどうするのといったら、やっぱりいろんなところで教えますと。それから商工会に聞かれても教える、いろんなことを手だてするというふうな話が出ておりました。

それで、そういうのが、総務委員会では出ておりました。

以上です。

○議長（林 英明君） では、あと最後、竹本委員長、町史について。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 町史についてでありますけれども、これは担当課長のほうから説明。

○議長（林 英明君） いえいえ、質問が、どういう質問とか意見がありましたかという質問なんです。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） この町史の編さんについては、先ほど町長も述べられていましたように……。

○議長（林 英明君） いやいや……。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） ちょっと聞いてください。私が答え言うんやから。そういうことで、町長も言われたように、やはり記録としては継続性が必要じゃないかという意見は出ております。反対という意見までは、当委員会では確認はされておられません。

それから、進め方については、これからいろいろと特別委員会なり、そういうふうな組織を、編さんの委員会をつくって立ち上げていかれると思いますから、そういったものについては、できるだけ逐次報告がなされるといいがというような要望はありました。特に反対の意見はなかったことを申し添えます。

以上です。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 前まで僕、質問を渡しとったつもりですが、中小限定券が今回2枚ちゅうことで、ちょっと変えましたよね。それがどうなるかちゅうのは、いいです、答えないでいいです。データが出てきた段階でまた判断させてもらいますので、どんな意見が出たのかなということでした。

あと、先ほど町史について特別委員会がつくられて、そんなの文教は何も聞いていないんですよ。（発言する者あり）聞いてないよね、僕ら。（発言する者あり）そう。

○議長（林 英明君） その辺は出てないということ。下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） 総務委員会では、この町史について、やっぱり今出ましたように、今、必要なのかなというのもあったんですが、総務委員会としては町史についてどう思うかという話になったときに、やっぱり町史はあったほうがいいよねという意見が出ました。それでその町史に対しても、今回の補正予算が四十何万の町史はどういうふうにつくったらいいかといういろんな情報を集中するという、まだ最初の段階だったので、それが賛成ということになりました。

今後、これをしていく上で、データ化してCD、ああいうやつに焼いて保存するのか、ああいった本にするのか、そういうのはいつ出るのといったら今後の問題だと。ただ、よその地区で町

史をするときに、一番長いところは10年以上かかったところがあると。早くても5年ぐらいかかるんじゃないかと、今取りかかっても。ということだったので、今その段階に、取りかかりの段階なんで、総務委員会は賛成だということになっております。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田君、それでよろしいですか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 私も、町史のことについて聞きたいと思えますけれども、今、町長と柴田議員の中のやり取りの中でもよく分かりませんでしたし、委員長の報告の中でもよく分からなかったもので、基本的に、今の段階ではこの委託料は出ているけど、基本的に何も決まってないという考え方でいいですか。ただ、町長のお話の中では、やはりデータ化じゃないですけど、そういうきちとしたものでしたいということ。私的に担当課にたくさん聞こうかなと思ったんですけども、聞いてもちょっと無理なようにありますけど、例えば、各戸配布するものなのか、売り出すものなのか、例えば、役場の中に置くものなのか、それから住民センターと各施設に置くもの、そうしたものが全然見えてこなかったんです。僕は見えなかったんです。

ただ、町長と柴田委員長の中で、物すごく、そこら辺と中身が違いました。そして委員長の報告、今、下川委員長の中でも、どっちかちゅうたら柴田委員長の意見に近いような、もうこのままじゃいかんよと。何らかの形できちっと議会側から修正したら、そうした方向でもできるんじゃないかというような形の中で、四十何万円としては、調査料としてはいいけど、つくることじやまた別ですよというような意見が出たろうと思います。

そこでよく分からないのは、小平課長のほうに聞くけど、もう決まったやつは何かあるの。例えば、もう町民に配布しませんとか。何も決まってないで、今からやってみようかというところですか。ちょっとそれ分かりませんので、聞きたいと思えます。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） ちょっと何ともお答えしにくいんですけど、決まったものというのはまだありません。ただ、ある程度こういう方向というか、そういったものとか、他市町の参考になる事例というのはあります。その中で、各戸配布という話が今出ましたけど、そういったところはあまり事例として聞いたことはございません。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 他市とか他町の中で、もし分かればそこに行って、どういうものができておるのか、私はちょっと行って、借りるなり、売っていただけるものなら売っていただいて、どういうものか見たいと思えます。どこがやっています。ごく最近としては。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 私どもが視察に行ったのは、宇美町、みやま市、小郡市、飯塚

市でございます。その中でも、宇美町と飯塚市が比較的近年で策定されております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに、柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 宇美町、飯塚町はどれぐらいの予算だったんですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 全体総額の方でお聞きしているのが、人件費が入ったり入って
いかなかったりするので、ちょっと一概に言えないんですけど、少なくない千万単位とか、トータル
すると大きいところは億とかという話も聞いております。

○議長（林 英明君） あと、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今まで、私も昨日と今日、柴田委員長が桂川町史のことをいろいろ
言っておりますし、町長が先ほど言われた分で、私はそう捉えたんですけど、今回の予算が通
れば、ずっといきたいという捉え方を私はしたもので、桂川町史をつくるのには反対させていた
だきますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） 反対討論ね。反対討論がありますので、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） ほかにまだ討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私は、この議案34号令和5年度一般会計補正3号について、反
対の立場で討論に参加いたします。

財界が要望し、その加盟企業が自民党に巨額の献金をし、事業規模1兆円とも言われる事業を
官僚が天下りした企業が受注するという、政官財癒着のマイナンバー制度、これを応援するかの
ように、このマイナンバー関連費用が計上されております。このことを私は見逃すわけにはいか
ないので、この案件に反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 反対意見です。一般質問でも言ったとおり、今はこれをする時期
とは思えません。データを集めるのは必要です。何回も言います。データを取りあえず集めまし
ょう。そして、学校を建てる、水道を何とかする、もう給食センターに至っては毎回補正を組ん
で、こういったところがある程度クリアできる中で、次の世代に製本と、もしくはデータを整理
する、こういうのを任せていったらどうでしょうか。今じゃないと思います。

特に総務経済建設委員の皆さんにお願いしたい。皆さんたちは、道路管理が閉会中審査ですよ
ね。道路の広さが一番分かっているのは皆さんでしょう。私んちの前も広いですよ。それをほた

っておいて町史ですか。今は違うと思います。

以上です。ということで反対です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第34号を採決します。起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第34号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第3号）については、可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後2時58分休憩

午後3時07分再開

○議長（林 英明君） では、これより会議を開きます。

日程第7. 議案第35号

○議長（林 英明君） 議案第35号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第35号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ664万3,000円を追加し、予算の総額を853万5,000円にするものです。

歳入においては、前年度繰越金の決定及び事業収入の減額が主なものであります。

歳出では、歳入余剰見込みに伴う一般会計への繰出金の追加計上であります。

なお、地方債の償還が平成28年度で終了しましたので、その後は滞納整理のみを行っていません。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。議員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第36号

○議長（林 英明君） 議案第36号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、歳入においては国民健康保険税の賦課決定に伴う減額補正と財源調整のための県支出金の減額補正、令和4年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正が主なものです。

歳出では、国民健康保険システム改修費の追加補正と国庫負担金等の精算返還に伴う諸支出金が主なものです。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号令和5年度桂川町国民

健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第37号

○議長（林 英明君） 議案第37号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、歳入において、職員の人事異動に伴う繰入金の増額補正が主なものです。

同じく歳出では、人事異動に伴う人件費の増額補正が主なものです。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第38号

○議長（林 英明君） 議案第38号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第38号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正予算は、収益的収入及び支出のうち収入において、1款水道事業収益4目雑収益421万9,000円の追加は、主に全国町村会総合賠償補償保険の追加によるもの、次に、収

益的支出については、1款水道事業費用293万4,000円の追加は、主に本年4月の人事異動に伴う職員人件費の整理や検針人補助員追加等による委託料及び損害賠償金の追加によるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第39号

○議長（林 英明君） 第39号財産の処分についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案第39号財産の処分について御説明いたします。

2ページをお開きください。

1、譲渡しようとする財産の名称は、吉隈三畜産団地施設であり、これを無償譲渡しようとするものです。

所在地でございますが、桂川町大字吉隈429番地5ほか1筆に所在しております。

建物と施設等については、表に示しておりますように、牛舎3棟、構造は鉄骨構造、屋根はスレートぶきでございます。床面積は、1棟当たり572m²の3棟で、合計1,716m²です。畜糞乾燥施設1棟、構造は木造構造、屋根ファイロンぶきでございます。延べ床面積は1,112m²です。堆肥舎1棟、鉄骨構造、屋根はスレートぶき、延べ床面積は378m²です。そのほか附属施設については、サイロ、倉庫等一式と表示しております。

建設後44年が経過しており、詳細が不明の内容もございますので、このような表記をしておりますが、所在地でございます桂川町大字吉隈429番地5と桂川町大字吉隈429番地10の

2筆の上に現状存在する施設、資材を含めて、譲渡後は譲渡所有者へ所有権移転をするものでございます。

2、無償譲渡の相手方については3名でございます。

住所、福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈955番地1、芳中英治、住所、福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈968番地7、氏名、藤川在代子、住所、福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈834番地4、氏名、芳中茜の3名でございます。

3、仮契約の締結日、令和5年9月14日です。

4、無償譲渡の時期については、本議案の議決を受けたときでございます。

次の3ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、当該施設は、昭和54年吉隈三畜産団地施設として建設されましたが、現在44年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、当該施設の土地所有者より、今後の土地の有効利用を図るために、当該施設の譲渡申請を受け、桂川町でこれを協議した結果、無償譲渡することが適切であると判断し、無償譲渡仮契約を締結しました。

このことについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次の4ページには位置図、次の5ページには建物配置図を参考資料としてつけさせていただいております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいま課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私は、この案件は、ついこの議会が始まるちょっと前に全員協議会というところで急にこの話が出てまいりました。そのときに、この土地の所有者からいつ頃そういう話があったのかと質問しましたら、一、二週間前だとそういうふうに言われました。私は、ただそれだけで、一、二週間前だけであれかなと思ってよく考えてみたんですけども、この話が出てきた経過、その説明がなされていないと思います。その説明をお願いします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） この議案に係る経過でございますけれども、先ほど議員申されますように、町のほうに土地の所有者の方、代表の方が、こういった、今、44年間畜産施設が経過して、現状20年以上ちょっと使っていないという状況がございまして、施設も老朽化している状況でございます。そこで、土地を有効利用したいという申出と申しますか相談がございまして、有効利用したいんだけど、町が建設した畜産施設が町の所有ということで、こういった

有効利用ができないということで、これについて対応ができないかという申入れでございました。

そういった話を協議する経過の中で、老朽化して、かなりこの処分が大変な状況にあるんですけども、現状では土地の所有者の方がこれを無償譲渡して、こういった建物等の老朽化した対応については、譲渡される今予定の方が処分等をされるということで、この議案に至ったということでございます。

非常に、経過としては2週間という状況でありますけれども、この財産の処分をいろんな財政面から考えた結果、無償譲渡で処分することが適切だと判断して、今回9月14日の日に仮契約を結びまして、本議案を追加議案で上程させていただいております。そういう状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この土地の所有者が町にそういうふうに持ってきたわけですね。

3人いらっしやったんですか。3人所有していらっしやるんでしょう。その3人でいらっしやったんですか。町に、役場に、原中建設課長のところにいらっしやったんですか。いついらっしやったんですか。

○建設事業課長（原中 康君） 一応相談に来られたのは、ちょっと代表の方で3人の方がちょっと同時に来られたという状況ではありません。ちょっとその相談に来られた日にちにつきましては、すみません、私もこの日ということが、今、ちょっと言えないんですけども。

○議長（林 英明君） 大体のところを言ってください。

○建設事業課長（原中 康君） ちょっと2週間前という状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 代表者が来られたということは、何か委任状か何か持って来られたんですか。それぞれ違うんでしょ、持ち主が。その人と話したんでしょ。そしたら、その人はそのあとの2人の人の委任状か何か持ってきて、私が代表者で来ましたからと言って話をされたんでしょ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、課長が説明しておりますのは、いわゆる共有地なんです。3人の名前で共有してある土地です。そこの代表者が来られて、そして建物が老朽化してあるけれども、今の状態では、土地はその3人の方の土地ですから、土地の有効利用ができないから何とかならないかという御相談が発端です。よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） もう最後です。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 土地は2筆あるわけですよ。その2筆を売るんでしょ。その2筆が3人の名義なんです。そうですか。それで、急に一、二週間前に土地の有効利用をしたいと、今まで何十年もずっと放置していたけれども、土地の有効利用をしたい。有効利用したい、

ただそれだけですか。そういう話だけだったんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今回はこういうふうには議案までになりました。これまでも、そういう話はたくさんあったようです。

○議員（6番 吉川紀代子君） 何があったんですか。

○町長（井上 利一君） そういう土地の利用について、話はたくさんあったようです。ただ、先ほど言いますように、町の建物ということがありますので、有効利用はできないという状態がずっと続いてきたわけです。それを今回、改めて相談があったということでもあります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） もう終わりなんですよ。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 今、吉川議員の話、私が全協で聞いた話とちょっとこれ勘違いが起きているようにありますけれども、土地そのものは所有者のものです。3人の分です。ただ建物を桂川町が建てたと町長が説明されたです。その建物を取り壊すのに非常に高くつく。だから桂川町としても、今、これを手放すことが桂川にとっても得だし、相手にとっても得だと。円満にいくからここで処理しましょうという話がこの前の全協の話ですよ。そこら辺ちょっときちんとしとかんと、今、何か土地と建物一緒になったような話になっていますんで、町長、そこら辺のところをびしっともう一回。土地はあくまでも本人たちのもので、結局、契約期間が切れて返したんだと、町長、説明されてましたよね。建物に関しては所有権が桂川町にあるけれども、ただ桂川町が取り壊したら何千万円とかかると。極端なことを言うんやったら、その金額に対して更地にして返さないかんようなことも起こるかもしれんけれども、向こうから申出があつとるから、今、桂川町にとっても非常に得するんだというような全協のお話のように、私、理解していたんですが、違いますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） もうそのとおりです。だから、それで吉川議員にも御理解を願いたいと思います。（「採決」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） もう1回だけ許可します。どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今、原中さんが言われたことは、全員協議会で聞きました。そのところは土地と建物が違うということも承知しております。しかし、なぜ急に来たのか。何十年もずっと放置していたのに、なぜ来たのか、そこら辺がよく理解できなかったのもので、それをよ

く聞きたいということで再度聞いたので、何もそれをごっちゃにしているというふうな、私は承知はしておりません。そここのところを承知してもらいたいと思います。それは分かっております。全員協議会で分かっておりました。（「採決をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 討論いいですか。

○議長（林 英明君） どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 討論いいですね。私はこの案件には、反対の立場で討論に参加いたします。

今もおっしゃっていますけれども、何かしら急ぎすぎ、何かばたばたしてから、私たちが品物を買うときに、もう今ですよ、今ですよというような感じ。今だったら3,000万円の解体費用があるかも分からんよ、これを逃したら駄目だよというので焦っているから、もう物事が見えなくなっちゃって、じゃあもうそれを早くしなくちゃいけないなというふうにせかされているような感じがするんです。

そして、あと一つは、全員協議会の中でも私が申し上げましたように、産廃処理場との関係がないという確証がありません。それで、私はこの案件には反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 賛成討論します。もう全く、このチャンスを逃したら桂川町も相手方も損するんです。

それと、この所有権移転登記問題に対しては、所有権が移った場合は、そこはきちんと責任を持つものであって、それから先のことまでどうするんだという形の中で、所有権移転登記できないんです。不動産登記法上の問題とか、所有権の問題、そこらをきちんと議会は確認しながら、全協の中でも話を納めてきたわけですから、私は賛成します。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 僕はこの質問として、それこそ産廃問題と絡んでいる可能性があるなと思ったから質問しました。

ただ、人物としてそういう人じゃないと。何人かの方が言われましたので、それならばと思っております。ということで、私は賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第39号を採決します。起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第39号財産の処分については可決することに決定しました。

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議論いたしました。よって、令和5年第3回桂川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員